

地方独立行政法人  
三重県立総合医療センター  
第二期中期計画

地方独立行政法人三重県立総合医療センター

# 地方独立行政法人三重県立総合医療センター

## 第二期中期計画

### 前文

地方独立行政法人三重県立総合医療センターは、第二期中期目標に定められた政策医療等を第一期中期計画に引き続き実施するとともに、地域医療構想に基づく病院・病床機能の分化・連携を進めながら、医療の質の一層の向上に取り組むものとする。

また、高度急性期、急性期病棟の体制の維持を念頭に、紹介患者及び救急患者の受入れの増加に努めるなど、経営基盤の強化を図るとともに、勤務環境の向上や医療人材の育成に努めていく。

このため、第二期中期計画を策定し、着実な業務運営を行うものとする。

### 第1 中期計画の期間

平成29年4月1日から平成34年3月31日までの5年間とする。

### 第2 県民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

#### 1 医療の提供

三重県の医療政策として求められる高度医療、救急医療等を提供するとともに、医療環境の変化や県民の多様化する医療ニーズに応えるため、病院が有する医療資源を効果的・効率的に活用し、質の高い医療を提供する。

なお、地域医療構想をふまえて、地域の将来のあるべき医療提供体制に資するため、病院・病床機能等の見直しを図る。

##### (1) 診療機能の充実

北勢保健医療圏の中核的な病院としての役割を着実に果たすため、高度かつ先進的な医療の提供などの機能の充実に取り組む。

##### ア 高度医療の提供

###### (ア) がん

県がん診療連携拠点病院として、院内のがん診療評価委員会(キ

ャンサーボード)を中心に、手術、化学療法及び放射線治療を効果的に組み合わせた集学的治療並びに緩和ケアチームによる緩和医療を提供する。

特に、肺がん、消化器がん、婦人科がん、乳がん、泌尿器がん等の治療体制の一層の充実を図るとともに、鏡視下手術等の低侵襲性治療を推進する。

併せて、中期計画期間中の早期に地域がん診療連携拠点病院の再指定を受けられるよう新入院患者の受入れ等に努める。

また、がんリハビリテーション等、多職種で構成する治療チームの活動強化に努め、地域医療機関と連携し、切れ目のないがん治療の提供を目指す。

さらに、県がん診療連携拠点病院である三重大学医学部附属病院をはじめとした他の医療機関と連携し、診療内容等について把握・評価するためのPDCAサイクルを構築するとともに、全国がん登録等の新たな制度に対応する。

| 指 標           | H27 年度実績 | 目標 (各年度) |
|---------------|----------|----------|
| がん手術件数 (件)    | 6 0 1    | 6 2 0    |
| 化学療法 実患者数 (人) | 5 2 2    | 5 4 0    |
| 放射線治療件数 (件)   | 4, 0 3 4 | 4, 0 0 0 |
| 新入院がん患者数 (人)  | 1, 6 8 8 | 1, 7 3 0 |

#### (イ) 脳卒中・急性心筋梗塞 等

内科と外科の連携のもと、高度かつ専門的な診療技術及び医療機器を用いた医療サービスを提供し、脳卒中・急性心筋梗塞に対応する。

脳卒中患者に対する診療については、特に脳梗塞患者に対する t-P A (血栓溶解薬) の急性期静脈内投与やカテーテルを使用した血栓回収療法等を要する治療に積極的に対応する。

また、「脳卒中ユニットカンファレンス」(神経内科と脳神経外科の連携による症例検討会)を活用し、診療の高度化を図る。

さらに、地域の医療機関との病診連携を強化し、リハビリテーションの効果を高める。

このほか、脳血管救急疾患への迅速な診断、治療をはじめ、頭部外

傷、脳腫瘍や頸椎・腰椎変形疾患に対する治療を行う。

急性心筋梗塞患者に対する診療については、緊急カテーテル治療に積極的に取り組むとともに、カテーテル治療の困難例に対しては、迅速にバイパス手術を実施する体制を整える。

また、患者のQOL（生活の質）の向上に配慮し、冠動脈バイパス術適応例には、オフポンプ手術での治療に努める。

このほか、弁置換術、弁形成術、人工血管置換手術等を含め、患者の症状に的確に対応したチーム医療による心臓手術・治療を実施する。

| 指 標                               | H27 年度実績 | 目標（各年度） |
|-----------------------------------|----------|---------|
| t-P A+脳血管内手術件数（件）<br>（血栓回収療法を含む。） | 14       | 15      |

| 指 標  | H27 年度実績 | 目標（H33 年度） |
|--|----------|------------|
| 心カテーテル治療（P C I）+<br>胸部心臓血管手術件数（件）<br>（冠動脈バイパス術、弁形成術、弁置換術、<br>人工血管置換術、心腫瘍摘出術、心房中隔<br>欠損症手術） | 176      | 210        |

#### （ウ）各診療科の高度化及び医療水準の向上

北勢保健医療圏の中核的な病院として、県内最高水準の医療サービスを提供するため、病院が有する医療人材や高度医療機器を効果的に活用し、各診療科における医療の高度化に努める。

また、各診療科のセンター化による横断的な診療体制の整備を図り、治療内容の一層の充実を図る。

さらに、膝関節軟骨移植術、腹腔鏡下広汎子宮全摘術等、当院が実施している高度な医療を引き続き提供し、地域における医療水準の向上に寄与する。

#### イ 救急医療

三次救急医療の役割を担い、ヘリポートを併設する救命救急センターとして、重篤な患者を24時間365日体制で広域的に受け入れられるよう適切な病床管理を行うとともに、必要な医師及び医療スタッフを

配置し、高度かつ専門的な救急医療を提供する。

| 指 標                             | H27年度実績           | 目標（各年度）           |
|---------------------------------|-------------------|-------------------|
| 救急患者受入数（人）<br>（内 救命救急センター入院患者数） | 13,104<br>(1,248) | 13,700<br>(1,370) |
| 救急搬送患者 応需率（%）                   | 87.5              | 90.0              |

#### ウ 小児・周産期医療

地域周産期母子医療センターとして、地域の分娩取扱医療機関等との連携を図るとともに、MFIU（母体・胎児集中治療室）、NICU（新生児集中治療室）及びGCU（継続保育室）の一層の活用を進め、ハイリスクの妊婦・胎児及び新生児の積極的な受入れに努める。

| 指 標                          | H27年度実績 | 目標(H33年度) |
|------------------------------|---------|-----------|
| NICU利用患者数（人）<br>【新生児集中治療室】   | 1,188   | 1,320     |
| MFIU利用患者数(人)<br>【母体・胎児集中治療室】 | 1,241   | 1,370     |

#### エ 感染症医療

第二種感染症指定医療機関として、新興・再興感染症の発生に備え、院内の「感染防止マニュアル」及びPPE（個人防護具）等の資器材の継続的な見直しを行うとともに、必要に応じて「診療継続計画」に沿った訓練を計画、実施する。

また、三重県感染対策支援ネットワークの運営に協力し、県内の医療機関における感染対策の取組への支援を行う。

さらに、エイズ治療拠点病院として、HIV感染症の治療を行うとともに、県内拠点病院との連携を図り、総合的、専門的な医療を提供する。

#### (2) 医療安全対策の徹底

病院におけるインシデント及びアクシデントに関する事例の収集・分析を行い、再発防止に向けた対策の検討結果を職員に周知する。

また、医療安全対策マニュアルを活用し、院内で共有することにより、医療安全の管理を徹底し、安全かつ適切な医療を提供する。

さらに、医療事故の未然防止及び医療事故調査制度への適正な対応

に努めるほか、院内感染対策指針に基づく感染対策及び研修を実施し、患者が安心して治療に専念できる医療環境を確保する。

(3) 信頼される医療の提供

診療科目等の充実を図り、患者ニーズをふまえた最適かつ質の高い医療を提供し、県民から信頼される病院を目指す。

また、治療に関する患者の不安を解消するため、治療内容とタイムスケジュールを明確に示すとともに、治療手順の標準化、平均在院日数の適正化等を図るため、クリニカルパスを着実に運用する。

さらに、検査及び治療の選択における患者の自己決定権を尊重し、インフォームドコンセントの徹底及びセカンドオピニオンへの的確な対応を行う。

| 指 標            | H27 年度実績 | 目標 (各年度) |
|----------------|----------|----------|
| クリニカルパス利用率 (%) | 38.3     | 39.0     |

(4) 患者・県民サービスの向上

患者や家族の利便性や満足度の向上を図るため、定期的に患者満足度調査を実施し、課題等を把握して対策を講じる。

待ち時間の短縮については、医療体制の充実や業務の効率化に向けた継続的な改善に努めるとともに、診療予約制度の効率的な運用を図る。

また、患者のプライバシーの確保については、がん登録制度等の医療データの提供制度に的確に対応しつつ、個人情報の保護対策等と院内環境の整備に努める。

さらに、相談支援については、退院相談、医療費・医療扶助等の相談のほか、医療・健康に関する情報の提供を行い、充実を図る。

また、接遇意識の向上については、院内の接遇向上委員会を活用し、研修等を開催する。

| 指 標      | H27 年度実績 | 目標 (各年度) |
|----------|----------|----------|
| 患者満足度    |          |          |
| 入院患者 (%) | 85.7     | 87.0     |
| 外来患者 (%) | 81.4     | 84.0     |

## 2 非常時における医療救護等

大規模災害発生等の非常時には、県内の医療提供体制を確保するため、災害医療の中核的な病院として活動するとともに、県外での大規模災害発生時においてもDMAT（災害派遣医療チーム）の派遣等、医療救護等の協力を行う。

### (1) 大規模災害発生時の対応

大規模災害発生時には、災害拠点病院として、県、国の要請に応じて、被災患者の受入れやSCU（広域搬送拠点臨時医療施設）業務を行うとともに、DMAT（災害派遣医療チーム）参集拠点病院となり、県内外へのDMATの派遣、被災者広域搬送など救護活動を行う。

また、基幹災害拠点病院として、近隣病院や地域の医師会等の関係機関と連携した災害医療訓練等を実施するとともに、他の災害拠点病院等と連携・協力して取り組む体制整備を図る。

| 指 標                   | H27年度実績 | 目標（各年度） |
|-----------------------|---------|---------|
| DMAT（災害派遣医療チーム）隊員数(人) | 21      | 21      |

### (2) 公衆衛生上の重大な危機が発生した場合の対応

新型インフルエンザ等の新たな感染症が発生した場合には、知事の要請に応じて、県及び四日市市並びに地域医師会と連携しながら、患者を受け入れるなど、迅速、的確に対応する。

## 3 医療に関する地域への貢献

地域の医療機関等との連携を強化するとともに、医師の派遣等の支援を行い、地域の医療水準の向上及び医療体制の整備に貢献する。

また、四日市公害患者に対する治療は、引き続き的確に対応する。

### (1) 地域の医療機関等との連携強化

地域医療支援病院として、他の医療機関との連携及び病床機能の分化をふまえ、紹介患者の積極的な受入れ及び逆紹介による退院調整を行うとともに、地域連携クリニカルパスの一層の活用に取り組む。

また、退院患者が安心して生活できるよう、在宅医療への支援等、地域包括ケアシステムの構築に向けて、地域の医療機関等との連携に取り組む。

さらに、医療機関を対象とした学術講演会や症例検討会等を定期的に

開催し、地域医療水準の向上に寄与する。

| 指 標       | H27 年度実績 | 目標(H33 年度) |
|-----------|----------|------------|
| 紹介患者数 (人) | 9, 173   | 9, 500     |

| 指 標      | H27 年度実績 | 目標 (各年度) |
|----------|----------|----------|
| 紹介率 (%)  | 65.5     | 65.0     |
| 逆紹介率 (%) | 72.6     | 70.0     |

| 指 標         | H27 年度実績 | 目標(H33 年度) |
|-------------|----------|------------|
| 病診連携検査数 (件) | 2, 204   | 2, 300     |

| 指 標                             | H27 年度実績 | 目標 (各年度) |
|---------------------------------|----------|----------|
| 医療機関を対象とした<br>研究会・講演会等の実施回数 (回) | 18       | 15       |

#### (2) 医療機関への医師派遣

地域の医療提供体制の確保に貢献するため、臨床研修医の育成に努め、医師の確保を図るとともに、三重県へき地医療支援機構等の要請に応じて代診医等の派遣に協力する。

#### 4 医療従事者の確保・定着及び資質の向上

医療従事者の向上心に応える魅力的な病院となるよう関係機関と連携して教育及び研修の充実を図るとともに、県内の医療水準の向上に向けた医療人材の育成に努める。

##### (1) 医療人材の確保・定着

院内における指導・研修環境をより充実させるため、研修施設の整備等を検討するとともに、効果的な研修プログラムを策定・実施するなど、研修機関としての機能の充実に取り組み、県内の医療人材の育成・定着を図る。

医師については、三重大学等と連携し、診療能力の向上及び診療技術の習得に関する指導・研修体制を整備し、研修プログラムの内容の充実を図ることにより、臨床研修医等を積極的に受け入れ、育成する。



また、新専門医制度の運用においては、三重大学医学部附属病院の連携施設として、優れた指導医のもとで豊富な症例を経験できる体制を整え、後期臨床研修施設としての魅力を向上させる。

| 指 標            | H27 年度実績 | 目標 (各年度) |
|----------------|----------|----------|
| 初期及び後期研修医数 (人) | 32       | 27       |

看護師については、新人看護師の卒後臨床研修システム、看護キャリアアラダーを効果的に活用した研修企画・運営を行う。

また、専門知識・技術の向上を図るため、専門・認定看護師等のスペシャリストが、院内外で教育的・指導的な立場で活動できるよう環境整備に努める。

| 指 標        | H27 年度実績 | 目標 (各年度) |
|------------|----------|----------|
| 看護師定着率 (%) | 92.5     | 92.0     |

医療技術職員については、各々の職員の能力や経験等をふまえ、学会等が実施する研修等を活用し、専門的な知識及び技術の向上を図ることにより確保・定着に努める。

## (2) 資格の取得への支援

専門医・認定医、認定看護師等、病院の機能の向上に必要な資格取得を支援するため、院内の指導・研修体制の一層の充実を図るとともに、資格を取得しやすい職場環境を創出する。

| 指 標        | H27 年度実績 | 目標 (H33 年度) |
|------------|----------|-------------|
| 認定看護師数 (人) | 11分野15人  | 15分野21人     |

## (3) 医療従事者の育成への貢献

県内医療従事者の育成を図るため、医学生、看護学生等の実習の受入体制を整備するとともに、指導者の養成に努め、積極的な実習生の受入れを進める。

また、県内の教育機関、医療機関等から、医療従事者の育成・教育を目的とした研修会等への講師派遣の要請時には、積極的に対応する。

さらには、海外の学会への参加や海外からの研修生の受入れ等を通して、国際的な視野をもった医療従事者の育成を図る。

| 指 標                | H27 年度実績 | 目標（各年度） |
|--------------------|----------|---------|
| 臨床研修指導医養成講習参加者数（人） | 1        | 1       |
| 看護実習指導者養成数（人）      | 3        | 2       |

## 5 医療に関する調査及び研究

各部門において、臨床事例等に基づく調査研究に積極的に取り組むとともに、調査研究の成果については、各種学会等での発表や専門誌への論文掲載を進める。

また、高度・特殊医療の実績等、医療に関する研究に有用な情報を公表する。

## 第3 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

医療環境の変化に対応した自律的かつ柔軟な運営体制を維持するとともに、病院・病床機能に応じた弾力的かつ効率的な業務の運営を行う。

### 1 適切な運営体制の構築

理事長のリーダーシップのもと、バランス・スコア・カード（BSC）を用いて、全職員がビジョンとミッションを共有するとともに、PDCAサイクルによる効果的かつ効率的な組織マネジメントを行うことにより、各部門が専門性を発揮しながら、チーム医療による医療サービスを提供できるよう運営体制の改善を図る。

### 2 効果的・効率的な業務運営の実現

高度急性期、急性期病棟の体制の維持を念頭に、7対1看護基準体制を推進するとともに、紹介患者及び救急患者の受入れの増加を図る。

また、医療環境の変化や患者動向に対応して、稼働病床数の見直し及び病棟の再編を行うなど、効率的な病床の配置及び管理に取り組む。

さらに、必要となる職員の確保及び柔軟な配置、弾力的な予算の執行など効果的・効率的な業務推進体制の整備に努める。

### 3 業務改善に継続して取り組む組織文化の醸成

全職員が、病院の基本理念及び基本方針を共有し、医療の質の向上及び経営基盤の強化に向けた業務改善に取り組めるよう診療・経営データや法人情報等を適時かつ的確に職員に周知し、経営参画意識を高める。

また、TQM活動等の継続的な改善活動を推進するための必要な支援を行う。

#### 4 就労環境の向上

職員が意欲と能力を十分発揮しながら、健康かつ安心して働ける職場環境の整備を促進する「働き方改革」やワークライフバランスの実現に向け、職員満足度調査を定期的実施し、職員の意見、要望をよりの確に把握して、就労環境の向上に生かす。

| 指 標       | H27 年度実績 | 目標 (各年度) |
|-----------|----------|----------|
| 職員満足度 (%) | 68.1     | 70.0     |

#### 5 人材の確保、育成を支える仕組みの整備

職員の採用時をはじめ、各種院内研修を随時実施するほか、OJT（職場内研修）の取組を推進し、職員の意欲向上及び人材育成に努める。

また、適切な人事管理を目指し、対話を重視した人事評価制度を運用するとともに、必要に応じて制度の改善を図る。

#### 6 事務部門の専門性の向上と効率化

病院の管理運営を担う事務部門の専門性を高めるとともに、経営部門を強化するため、病院経営に精通した職員の計画的な確保に努める。

また、財務会計や業務運営、診療報酬制度等に関する研修を実施し、病院経営や医療事務に精通した職員の育成を図る。

このほか、継続的な業務改善を行い、効率的な事務運営を図る。

#### 7 収入の確保と費用の節減

高度かつ専門的な医療を提供するとともに、地域の医療機関等との連携強化を図り、紹介患者及び救急患者の受入れの増加につなげることにより、病床稼働率を向上し、安定的な収入を確保する。

また、診療報酬の査定率の減少及び診療報酬改定時の的確な対応、未収金発生抑止策の強化等に取り組む。

一方、費用の削減については、医薬品及び診療材料の調達に係る費用の節減及び在庫管理の徹底に努め、材料費の節減を図る。

また、職員のコスト意識、省エネ意識の向上や業務の見直しによる費用削減の取組を推進し、経常経費の節減を図る。

| 指 標          | H27 年度実績 | 目標 (H33 年度) |
|--------------|----------|-------------|
| 病床稼働率        |          |             |
| 実働病床数ベース (%) | 82.9     | 88.3        |
| 許可病床数ベース (%) | 69.1     | 73.6        |

## 8 積極的な情報発信

広報誌の定期的な発行やホームページへの情報掲示、マスコミ等への情報提供等、多様な広報手段を活用し、病院の診療及び経営状況に係る情報や地域医療の推進に係る取組を発信する。

また、県民を対象にした一般健康講座や講演会等を開催し、病院が有する疾病や健康等に関する専門的な保健医療情報をわかりやすく発信・提供することにより、地域における医療知識の普及に努める。

| 指 標             | H27年度実績 | 目標 (各年度) |
|-----------------|---------|----------|
| ホームページアクセス数 (件) | 226,175 | 230,000  |

## 第4 財務内容の改善に関する事項

良質で満足度の高い医療を安定的、継続的に提供するとともに、業務運営の改善、効率化を図り、人件費比率、材料費比率の適正化に努め、経常収支比率100%以上の達成を目指す。

ただし、地方独立行政法人法に基づき、政策医療の提供に必要な経費については、引き続き県から負担を受ける。

# 1 予算（平成29年度～33年度）

（単位：百万円）

| 区分       | 金額     |
|----------|--------|
| 収入       | 62,680 |
| 営業収益     | 56,202 |
| 医業収益     | 50,949 |
| 運営費負担金収益 | 5,125  |
| その他営業収益  | 128    |
| 営業外収益    | 4,097  |
| 運営費負担金収益 | 3,711  |
| その他営業外収益 | 386    |
| 臨時収益     | 0      |
| 資本収入     | 2,381  |
| 長期借入金    | 2,381  |
| 運営費負担金収入 | 0      |
| その他資本収入  | 0      |
| 支出       | 62,518 |
| 営業費用     | 52,954 |
| 医業費用     | 50,815 |
| 給与費      | 27,765 |
| 材料費      | 14,051 |
| 経費       | 8,770  |
| その他医業費用  | 229    |
| 一般管理費    | 2,139  |
| 営業外費用    | 1,663  |
| 臨時損失     | 0      |
| 資本支出     | 7,902  |
| 建設改良費    | 2,500  |
| 地方債償還金   | 5,401  |
| その他資本支出  | 0      |

（注1）計数は、端数をそれぞれ四捨五入している。

（注2）期間中の診療報酬の改定による変動は考慮していない。

## 【運営費負担金の算定ルール】

救急医療等の行政的経費及び高度医療等の不採算経費については、地方独立行政法人法第85条第1項の規定を基に算定された額とする。

建設改良費及び償還金に充当される運営費負担金は、経常助成のための運営費負担金とする。

## 2 収支計画（平成29年度～33年度）

（単位：百万円）

| 区分       | 金額     |
|----------|--------|
| 収入の部     | 60,715 |
| 営業収益     | 56,618 |
| 医業収益     | 51,318 |
| 運営費負担金収益 | 5,125  |
| その他営業収益  | 175    |
| 営業外収益    | 4,097  |
| 運営費負担金収益 | 3,711  |
| その他営業外収益 | 386    |
| 臨時収益     | 0      |
| 支出の部     | 58,988 |
| 営業費用     | 57,153 |
| 医業費用     | 54,961 |
| 給与費      | 28,316 |
| 材料費      | 14,051 |
| 経費       | 8,822  |
| 減価償却費    | 3,530  |
| その他医業費用  | 241    |
| 一般管理費    | 2,192  |
| 営業外費用    | 1,832  |
| 臨時損失     | 3      |
| 純利益      | 1,727  |

（注1）計数は、端数をそれぞれ四捨五入している。

（注2）期間中の診療報酬の改定による変動は考慮していない。

### 3 資金計画（平成29年度～33年度）

（単位：百万円）

| 区分                 | 金額     |
|--------------------|--------|
| 資金収入               | 62,680 |
| 業務活動による収入          | 60,299 |
| 診療活動による収入          | 50,949 |
| 運営費負担金による収入        | 8,836  |
| その他業務活動による収入       | 514    |
| 投資活動による収入          | 0      |
| 運営費負担金による収入        | 0      |
| その他投資活動による収入       | 0      |
| 財務活動による収入          | 2,381  |
| 長期借入れによる収入         | 2,381  |
| その他財務活動による収入       | 0      |
| 資金支出               | 62,518 |
| 業務活動による支出          | 54,617 |
| 給与費支出              | 27,765 |
| 材料費支出              | 14,051 |
| その他業務活動による支出       | 12,801 |
| 投資活動による支出          | 2,500  |
| 有形固定資産の取得による支出     | 2,500  |
| その他投資活動による支出       | 0      |
| 財務活動による支出          | 5,401  |
| 移行前地方債償還債務の償還による支出 | 3,278  |
| 長期借入金の返済による支出      | 2,123  |
| その他財務活動による支出       | 0      |
| 次期中期目標期間への繰越金      | 162    |

（注1）計数は、端数をそれぞれ四捨五入している。

（注2）期間中の診療報酬の改定による変動は考慮していない。

## 第5 短期借入金の限度額

### 1 限度額

20億円

### 2 想定される短期借入金の発生理由

賞与の支給、運営費負担金の受入遅延等による一時的な資金不足への対応

## 第6 出資等に係る不要財産又は出資等に係る不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画

なし

## 第7 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画

なし

## 第8 剰余金の使途

決算において剰余金が生じた場合は、病院施設の整備、医療機器の購入、人材育成及び能力開発の充実等に充てる。

## 第9 料金に関する事項

### 1 使用料及び手数料

理事長は、使用料及び手数料として、次に掲げる額を徴収する。

- (1) 健康保険法(大正11年法律第70号)第76条第2項、第85条第2項及び第85条の2第2項、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第71条第1項、第74条第2項及び第75条第2項の規定に基づき厚生労働大臣が定める算定方法並びにその他法令等により定められた算定方法に基づき算定した額(消費税法(昭和63年法律第108号)の規定に基づき消費税が課されるものにあつては、その額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した額(その額に十円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。))。ただし、診療契約によるものについては、その契約額。



(2) 以下の表の区分欄に掲げるものにあつては、同表の金額欄に定める額

| 区分   | 単位    | 金額  |
|--|-------|---|
| 1 診療料(自動車損害賠償保障法(昭和30年法律第97号)の適用のあるものに限る。) |       | 診療報酬の算定方法に基づく1点の単価に2.0を乗じて算定した額   |
| 2 文書料                                      | 1通につき | 6,000円以下で理事長が定める額、及び法令等によりその額が定められている場合はその額                             |
| 3 死体検案料                                    |       |   |
| イ 死体検案料                                    | 1件につき | 9,360円  |
| ロ 死体検案書料                                   | 1通につき | 2,980円  |
| 4 死体処理料                                    | 1件につき | 7,400円  |
| 5 洗濯料                                      | 1件につき | 310円以下で理事長が定める額   |
| 6 分べん料                                     | 1件につき | 280,000円以下で理事長が定める額   |
| 7 人工妊娠中絶料                                  | 1件につき | 175,000円以下で理事長が定める額   |
| 8 新生児管理料                                   | 1日につき | 10,000円以下で理事長が定める額  |
| 9 新生児介補料                                   | 1日につき | 10,000円以下で理事長が定める額  |
| 10 乳児介補料                                   | 1日につき | 610円以下で理事長が定める額   |
| 11 予防接種料                                   | 1件につき | 診療報酬の算定方法により算定した初診料、注射料、薬剤料等を合算した額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した額を基準として理事長が定める額 |
| 12 その他療養の給付に直接関係のないサービス等                   | 1件につき | 実費を基準として理事長が定める額  |
| 13 特別室の使用に係る加算                             | 1日につき | 16,200円以下で理事長が定める額  |

|   |             |   |
|---|-------------|---|
| 14 非紹介患者の初診及び再診(病床数が二百以上の病院について受けた初診及び再診(緊急その他やむを得ない事情がある場合に受けたものを除く。)をいう。)に係る加算                | 1 回につき<br>C | 診療報酬の算定方法による初診料等の一部負担金を基準として理事長が定める額  |
| 15 入院期間が百八十日を超える入院(厚生労働大臣が定める方法により計算した入院期間が百八十日を超えた日以後の入院(厚生労働大臣が定める状態等にある者に係るものを除く。)をいう。)に係る加算 | 1 日につき      | 高齢者の医療の確保に関する法律並びに保険医療機関及び保険医療養担当規則(昭和 32 年厚生省令第 15 号)及び保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則(昭和 32 年厚生省令第 16 号)の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準を基準として理事長が定める額 |
| 16 先進医療に係る手術料   | 1 回につき      | 実費を基準として理事長が定める額  |

(3) (1)、(2)以外のものについては、別に理事長が定める額

## 2 減免

理事長は、特別の理由があると認めるときは、使用料及び手数料の全部又は一部を減免することができる。

## 第10 その他業務運営に関する重要事項

### 1 保健医療行政への協力

北勢保健医療圏における中核的病院として、地域医療構想との整合を図りながら、地域の医療機関等との連携・協力体制を強化し、保健医療行政の取組に対し積極的に協力する。

### 2 医療機器・施設の整備・修繕

医療機器の導入・更新及び施設の整備については、費用対効果、地域の医療需要を考慮したうえで、高度医療を提供する急性期病院としての機能の充実を図りつつ、中・長期的な視点に立ち計画的に実施する。

併せて、医療機器及び施設の維持管理、修繕を適正に実施し、長期的な活用に努める。

### 3 コンプライアンス（法令・社会規範の遵守）の徹底

県民や他の医療機関に信頼され、公的使命を適切に果たすよう、医療法をはじめとする関係法令を遵守して、健全な病院運営に努める。

### 4 業務運営並びに財務及び会計に関する事項

#### (1) 施設及び設備に関する計画

| 施設及び設備の内容     | 予定額       | 財源            |
|---------------|-----------|---------------|
| 病院設備、医療機器等の整備 | 2, 500百万円 | 設立団体からの長期借入金等 |

#### (2) 積立金の処分に関する計画

前期中期目標期間繰越積立金については、病院施設の整備、医療機器の購入、人材育成及び能力開発の充実等に充てる。

#### (3) その他法人の業務運営に関し必要な事項

なし

## 用語解説

あ

### インシデント・アクシデント

インシデントは、日常の診療における「ヒヤリ・ハット」と言われている事例を含み、間違いに事前に気づいたり、誤った行為があった場合でも患者に有害な結果が発生しなかった事例。これに対してアクシデントは、結果的に患者にとって本来の治療目的に反した有害な結果が発生した事例。

### インフォームドコンセント

患者が医師等から医療行為等の内容について十分な説明を受け、納得したうえで、その医療行為（治療、投薬、手術等）について同意する制度。

### 医療事故調査制度

医療事故が発生した医療機関において院内調査を行い、その調査報告を民間の第三者機関（医療事故調査・支援センター）が収集・分析することで再発防止につなげるための仕組み。医療の安全を確保するため、改正医療法に位置づけられ、平成27年10月1日から制度施行。

### エイズ治療拠点病院

病室の個室化、患者専用機器、診療支援のための施設の整備等を促進し、院内感染の防止及びエイズ診療の質的向上を図るなど、エイズ患者等が安心して医療を受けられる体制が整備された病院。

### NICU（新生児集中治療室）

低出生体重児(未熟児)や、先天性の病気を持った重症新生児に対し、呼吸や循環機能の管理といった専門医療を24時間体制で提供するための設備。厚生労働省の施設基準などで、新生児科医師の常勤や、産科や小児科から独立した専従の当直医の設定、看護師1人に対し患者は3人以下などの条件が定められている。

### MFICU（母体・胎児集中治療室）

前置胎盤や重い妊娠高血圧症候群など、リスクの高い母体・胎児に対応するための設備。

## オフポンプ手術

心臓の表面の冠動脈に行うバイパス手術で、体に対する負担を軽減し安全性を向上させるため、人工心肺装置（ポンプ）を使わず、心臓も止めずに行う新しい手術法。

## か

### 基幹災害拠点病院

大規模災害（地震、火災、津波など）時等に、重篤な救急患者の受入れや広域医療搬送のための拠点となる医療機関として、知事が指定する病院を災害拠点病院というが、それらの機能を強化し、災害医療に関して都道府県の中心的役割を果たす病院。

### キャリアラダー

必要な知識や技術の到達目標を細かく分けて、段階的に身につけられることができるよう計画をたてることによる、キャリア向上のための仕組み。

### 救命救急センター

生命に関わる緊急度の特に高い救急患者を対象とした三次救急を担う病院。県内では、三重大学医学部附属病院、三重県立総合医療センター、市立四日市病院、伊勢赤十字病院が指定されている。

### クリニカルパス

入院から退院までの間の診療計画表。診療の標準化、効率化などが期待される。

### 県がん診療連携拠点病院

国が指定するがん診療連携拠点病院に準ずる診療実績や診療体制を有し、手術、化学療法及びこれらの効果的な組み合わせによる標準的・集学的治療や緩和ケアなどを提供する体制を整備する医療機関として県が独自に指定した病院。

### コンプライアンス

法律や社会的な通念を守ること。近年、企業等の法律違反に端を発する事件が相次いで発生したことから、より厳密に法律等を守るべきという社会的要請が強まっている。

さ

### ＧＣＵ（継続保育室）

ＮＩＣＵから退出した新生児並びに輸液、酸素投与等の処置及び心拍呼吸監視装置の使用を必要とする新生児の治療に対応するための設備。

### 新専門医制度

各学会が独自に運用していた従来の制度を改め、学会とは独立した中立的な第三者機関（一般社団法人日本医療機構）を設けて専門医の認定、養成プログラムの評価等を統一的行うこととされている専門医制度。

### セカンドオピニオン

患者が検査や治療を受けるにあたり、主治医以外の医師に求めた意見、又は意見を求める行為。

た

### 第二種感染症指定医療機関

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」により、二類感染症の患者の入院を担当させる医療機関として知事が指定する病院。

\* 「二類感染症」とは、急性灰白髄炎（ポリオ）、結核、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（SARS）、鳥インフルエンザ等を指す。

### 地域医療構想

地域の医療需要の将来推計や報告された情報等を活用し、二次医療圏等ごとの各医療機能の将来の必要量を含め、バランスのとれた医療機能の分化と連携を適切に推進するために都道府県が策定し、医療計画に新たに盛り込むもの。

### 地域医療支援病院

地域における第一線の医療機関である「かかりつけ医」を支援し、より詳細な検査や入院、手術などの専門的な医療を提供する医療機関として都道府県知事が承認するもの。

### 地域がん診療連携拠点病院

地域内で中心的役割を果たすよう、専門的ながん医療を提供するとともに、各地域のがん診療の連携協力体制の整備やがんに関する相談支援情報の提

供を担う厚生労働大臣が指定した病院。原則として各地域（二次医療圏）に1か所置かれる。診療体制、研修体制、情報提供体制についての指定要件がある。

#### 地域周産期母子医療センター

産科及び小児科等を備え、周産期に係る比較的高度な医療行為を行うことができる医療施設。県内では「総合周産期母子医療センター」として三重中央医療センター、市立四日市病院、「地域周産期母子医療センター」として三重県立総合医療センター、三重大学医学部附属病院、伊勢赤十字病院を設置。

#### 地域包括ケアシステム

地域住民に対し、保健サービス、医療サービス及び在宅ケア、リハビリテーション等の介護を含む福祉サービスを、関係者が連携・協力して、地域住民のニーズに応じて一体的、体系的に提供する仕組み。

#### 地域連携クリニカルパス

急性期病院から回復期病院を経て早期に地域に帰れるように診療計画を作成し、診療にあたる複数の医療機関で共有して用いるもの。各医療機関が役割分担を含め、あらかじめ診療内容を患者に説明・提示することで患者が安心して医療を受けることができるようにする。

#### DMAT（災害派遣医療チーム）

大地震及び航空機・列車事故といった災害時に被災地に迅速に駆けつけ、救急治療を行うための専門的な訓練を受けた医療チーム。

な

#### 7対1看護基準体制

入院病棟における看護師の配置基準で、平均で入院患者7人を看護師1人が担当すること。他に「10対1」「13対1」「15対1」などの基準があり、「7対1」看護は、一般病棟において患者が最も手厚い看護を受けられる体制。

は

#### バランス・スコア・カード（BSC）

マネジメント・ツールとして戦略を具体化し、これを実行するための経営管理の考え方と仕組み。経営戦略のロジックを図式化、可視化することによ

って、組織の目指すビジョンと現状のギャップを埋めるための戦略を組織の構成員が理解、共有するためのコミュニケーション・ツールとしても利用できるもの。

ら

#### 臨床研修医

大学で6年間の医学教育後、診療に従事しようとする医師に対し、医師免許取得の後に臨床研修の名で上級医の指導の下に臨床経験を積む卒後教育を受ける医師を指す。プライマリ・ケアを中心とした幅広い診療能力の習得を目的として、2年間の臨床研修が義務化されている。

わ

#### ワークライフバランス

「仕事と生活の調和」のこと。国民一人ひとりがやりがいや充実感を持ちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できることを指す。



別冊 2

# 三重県アルコール健康障害対策推進計画

最終案

三重県

平成 29 年 3 月

## 目次

|  |    |
|--|----|
| 第1章 計画策定の基本的な考え方.....                            | 1  |
| 1 計画策定の背景.....                                   | 1  |
| 2 計画の位置付け.....                                   | 2  |
| 3 計画の期間.....                                     | 2  |
| 第2章 アルコール健康障害に関する三重県の現状.....                     | 3  |
| 1 飲酒者の状況.....                                    | 3  |
| 2 アルコール依存症患者の状況.....                             | 3  |
| 3 アルコール健康障害に関連して生じる問題の現状.....                    | 5  |
| 第3章 基本理念と基本方針.....                               | 7  |
| 1 基本理念.....                                      | 7  |
| 2 基本方針.....                                      | 7  |
| 第4章 重点課題及び取組の具体的内容.....                          | 8  |
| 重点課題1 飲酒に伴うリスクに関する知識の普及を徹底し、アルコール健康障害の発生を予防..... | 9  |
| 重点課題2 アルコール健康障害の早期発見・早期介入.....                   | 10 |
| 重点課題3 アルコール依存症当事者、家族等からの相談に応じる体制の整備.....         | 13 |
| 重点課題4 アルコール依存症の治療体制の整備.....                      | 15 |
| 重点課題5 アルコール関連問題に対応できる人材の育成.....                  | 16 |
| 重点課題6 アルコール関連問題に関する調査研究の推進.....                  | 17 |
| 第5章 計画の推進体制等.....                                | 19 |
| 1 計画の推進体制.....                                   | 19 |
| 2 計画の進行管理と見直し.....                               | 19 |

## 第1章 計画策定の基本的な考え方

### 1 計画策定の背景

酒類は、古来より日本の文化や伝統に深く浸透しており、人々の生活に豊かさや潤いを与えるものである一方で、不適切な飲酒は、肝臓などの臓器疾患や依存症など、アルコール健康障害<sup>\*</sup>の原因となります。

さらに、アルコール健康障害は、本人の健康問題だけでなく、飲酒運転、イッキ飲み事故、暴力、虐待、失業、自殺など、その人の家族や周囲の人々への深刻な影響や重大な社会問題を引き起こします。

このことから、国では、アルコール健康障害対策を総合的かつ計画的に推進して、国民の健康を保護するとともに、安心して暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的として、アルコール健康障害対策基本法（以下「基本法」という。）が、平成26年6月に施行されました。

また、基本法において定められた、アルコール健康障害対策推進基本計画（以下「基本計画」という。）が策定され、平成28年5月に閣議決定されました。基本計画においては、基本理念として、①アルコール健康障害の発生、進行及び再発の各段階に応じた防止対策を適切に実施するとともに、当事者やその家族が日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるように支援すること、②アルコール健康障害に関連して生ずる飲酒運転、暴力、虐待、自殺等の問題に関する施策との有機的な連携が図られるよう、必要な配慮がなされることとする旨が掲げられています。

本県では、飲酒運転に関して、「三重県飲酒運転0（ゼロ）をめざす条例」が平成25年7月に施行され、全国に先駆けて医療や教育の観点から対策を推進しています。また、アルコール健康障害への対策として、アルコール関連問題に対応するための「アルコール救急多機関連携マニュアル」を作成、配布することなどにより、地域の支援体制の強化に努めています。

基本法において、都道府県は、当該都道府県の実情に即したアルコール健康障害対策の推進に関する計画を策定するよう努めなければならないとされています。

本県においても、基本法の施行や国の基本計画の策定をふまえ、本県のアルコール健康障害対策をさらに推進するため、国の基本計画を基本としながら、本県における実情に即した内容も盛り込んだ、「三重県アルコール健康障害対策推進計画」を策定し、総合的かつ計画的に施策を展開していきます。

<sup>\*</sup>「アルコール健康障害」とは、アルコール健康障害対策基本法第2条で記されている「アルコール依存症その他の多量の飲酒、未成年者の飲酒、妊婦の飲酒等の不適切な飲酒の影響による心身の健康障害」を言います。

## 2 計画の位置付け

この計画は、基本法第14条第1項の規定に基づき、三重県が策定する「都道府県アルコール健康障害対策推進計画」です。

本県の長期的な戦略計画である「みえ県民力ビジョン」や「三重県保健医療計画」、「三重の健康づくり基本計画」、「みえ障がい者共生社会づくりプラン」、「三重県飲酒運転0（ゼロ）めざす基本計画」等の関連する他の計画との整合を図ったものとしています。

## 3 計画の期間

この計画の期間は、国の基本計画の計画期間が平成28年度から平成32年度までの5年間とされていることなどをふまえ、平成29年度から平成33年度までの5年間とします。

| 平成28年度                  | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 | 平成32年度 | 平成33年度 |
|-------------------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| アルコール健康障害対策推進基本計画（第1期）  |        |        |        |        | （第2期）  |
| 三重県アルコール健康障害対策推進計画（第1期） |        |        |        |        |        |
|                         |        |        |        |        | 見直し    |

## 第2章 アルコール健康障害に関する三重県の現状

### 1 飲酒者の状況

- 平成 22 年国民健康・栄養調査報告によると、本県の飲酒習慣者（男性）※の割合は 28.6%で、全国で最も低い状況となっています。

※飲酒習慣者（男性）とは、週3日以上飲酒し、飲酒日1日あたり1合以上を飲酒すると回答した人

- 平成 23 年度県民健康意識調査によると、毎日飲酒する人（成人）の割合は 15.7%となっています。生活習慣病予防対策を推進する観点から、「三重の健康づくり基本計画」（平成 25 年度～平成 34 年度）においては、毎日飲酒する人（成人）の割合を 10 年後には 13.3%まで減少させることを目標としています。
- また、同調査では、飲酒習慣のある未成年者の割合は 9.5%となっており、未成年者は身体発達の途上で臓器の機能も未完成であり、アルコールの影響を受けやすい傾向にあることから、「三重の健康づくり基本計画」では、飲酒習慣のある未成年者の割合を 10 年後には 0%とすることを目標としています。
- 県母子保健報告によると、妊娠中の飲酒率は、平成 27 年度は 1.9%であり、経年的には減少傾向にあります。

表1 妊娠中の飲酒率の推移 (%)

|         | 平成 23 年度 | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 | 平成 27 年度 |
|---------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 妊娠中の飲酒率 | 4.7      | 4.0      | 3.4      | 3.4      | 1.9      |

出典：三重県子ども・家庭局子育て支援課「母子保健報告」

### 2 アルコール依存症患者の状況

- 平成 25 年に厚生労働省の研究班より、全国のアルコール依存症の経験者は 109 万人と推計されることが報告されています。この結果を本県に置き換えた場合、本県のアルコール依存症の経験者数は 1.6 万人と推計することができます。

表2 アルコール依存症の経験者数の推計

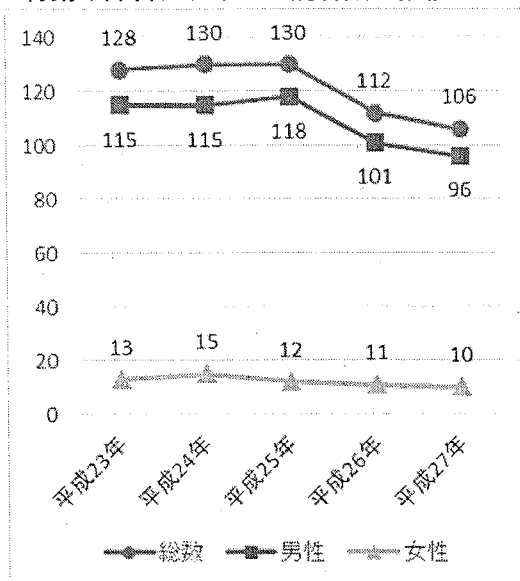
|                    | 全国    |       |        | 三重県※   |        |        |
|--------------------|-------|-------|--------|--------|--------|--------|
|                    | 男性    | 女性    | 合計     | 男性     | 女性     | 合計     |
| アルコール依存症の経験者数（推計数） | 95 万人 | 14 万人 | 109 万人 | 1.3 万人 | 0.2 万人 | 1.6 万人 |

※全国の推計数より有病率を算出し、三重県の男女別の 20 歳以上人口（平成 24 年 10 月）に乗じて推計数を算出  
出典：厚生労働省「WHO 世界戦略を踏まえたアルコールの有害使用対策に関する総合的研究」（平成 25 年度）

- 本県のアルコール使用による精神及び行動の障害による入院者数<sup>\*</sup>は、平成 27 年は 106 人で、男性は 96 人、女性は 10 人でした。経年的には、総数及び男性・女性ともに減少傾向にあります。

<sup>\*</sup>入院者数とは、当該年の 6 月 30 日現在の精神科病院における入院者数を指しています。

図 1 アルコール使用による精神及び行動の障害における入院者数の推移

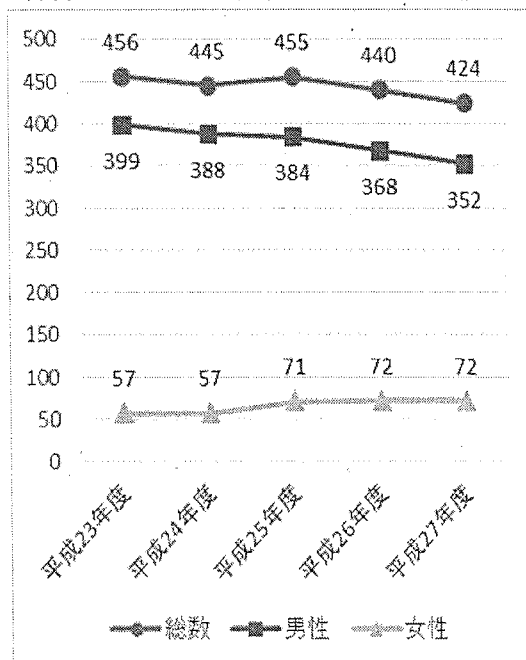


出典：厚生労働省「精神保健福祉資料（630 調査）」

- 本県のアルコール使用による精神及び行動の障害による自立支援医療（精神通院医療）<sup>\*</sup>を受給して通院している者の人数は、平成 27 年度は 424 人で、男性は 352 人、女性は 72 人でした。経年的には、総数及び男性は減少傾向にありますが、女性は増加傾向にあります。

<sup>\*</sup>自立支援医療（精神通院医療）とは、公費負担医療のひとつで、精神疾患（てんかんを含む）の治療のため通院による精神医療を継続的に要する病状にある者に対して医療費の自己負担を軽減するものです。

図 2 アルコール使用による精神及び行動の障害における自立支援医療受給者数の推移



出典：三重県調査

### 3 アルコール健康障害に関連して生じる問題の現状

#### (1) 飲酒運転

- 本県の平成 27 年の飲酒運転による人身事故件数は 44 件、死亡事故件数は 1 件で、「三重県飲酒運転 0（ゼロ）をめざす条例」施行後の各種取組強化の結果、減少してきています。また飲酒運転取締件数は、平成 27 年は 795 件です。

表 3 飲酒運転事故等の推移 (件)

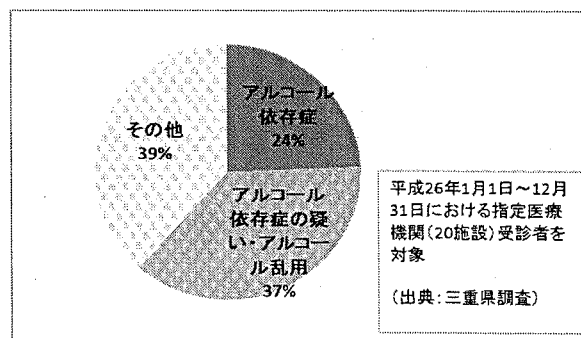
|               | 平成 23 年 | 平成 24 年 | 平成 25 年 | 平成 26 年 | 平成 27 年 |
|---------------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 飲酒運転による人身事故件数 | 66      | 73      | 63      | 55      | 44      |
| 飲酒運転による死亡事故件数 | 6       | 4       | 3       | 9       | 1       |
| 飲酒運転取締件数      | 619     | 618     | 665     | 774     | 795     |

出典：三重県「三重県飲酒運転 0（ゼロ）をめざす年次報告」

- 本県では、飲酒運転の根絶のために「三重県飲酒運転 0（ゼロ）をめざす条例」（平成 25 年 7 月 1 日施行。受診義務については、平成 26 年 1 月 1 日施行）を制定しています。この条例において、飲酒運転違反者は、知事が指定する医療機関においてアルコール依存症に関する診断を受けなければならないこととされています。平成 27 年度は、飲酒運転違反者 744 人に対して受診義務に関する通知を行ったところ、325 人の受診結果報告があり、受診率は 43.7% となっています。

- 平成 26 年度に県が実施した指定医療機関を対象とした調査では、回答のあった指定医療機関（回答率 76.9%）を受診した飲酒運転違反者は 78 名でした。受診した飲酒運転違反者の診断名は、アルコール依存症が 19 名（24%）、アルコール依存症の疑い・アルコール乱用が 29 名（37%）、その他 30 名（39%）となっており、飲酒運転違反者の多くは、アルコール依存症又はその疑いがあることが明らかとなっています。

図 3 指定医療機関に受診した飲酒運転違反者の診断名内訳



#### (2) DV（ドメスティック・バイオレンス）、児童虐待

- 本県のDV相談対応件数は、平成 27 年度は 1,083 件で、経年的には約 1,000 件前後で推移しています。
- 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成 13 年法律第

31号)の保護命令違反者を対象に行われた研究では、飲酒に関する問題を有していた者が約4割であったことが報告されています。

表4 DV相談対応件数の推移 (件)

|          | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 | 平成27年度 |
|----------|--------|--------|--------|--------|--------|
| DV相談対応件数 | 987    | 963    | 1,044  | 1,012  | 1,083  |

出典：三重県「女性相談所統計」

- 本県の児童虐待相談対応件数は、平成27年度は1,291件で、経年的には増加傾向にあります。
- 簡易版「アルコール白書」(日本アルコール関連問題学会等編)によると、虐待のために施設に保護された児童の親では、アルコールなどの物質乱用の問題を持つ場合が多いとされています。

表5 児童相談所における児童虐待相談対応件数の推移 (件)

|            | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 | 平成27年度 |
|------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 児童虐待相談対応件数 | 930    | 1,022  | 1,117  | 1,112  | 1,291  |

出典：三重県「子どもを虐待から守る条例第28条に基づく年次報告書」

### (3) 自殺

- 本県の自殺者数は減少傾向にありますが、平成27年の人口動態統計によると339人と前年度に比べて若干増加しています。このうち30～59歳の男性の自殺者数は、自殺者全体の5割を占めており、自殺死亡率も高い状態が続いています。
- 自殺予防総合対策センター(現：自殺総合対策推進センター)が実施した心理学的剖検による実態調査によると、自殺で死亡した中高年の男性有職者の多くが、アルコール依存症の診断に至らないまでも、自殺前の1年間に身体やこころに影響が生じるほどの飲酒や、飲酒による対人関係のトラブルなど、アルコールと関連した問題を抱えていたことがわかっています。

表6 自殺者数の推移 (人)

|      | 平成23年 | 平成24年 | 平成25年 | 平成26年 | 平成27年 |
|------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 自殺者数 | 359   | 370   | 348   | 310   | 339   |

出典：厚生労働省「人口動態統計」



## 第3章 基本理念と基本方針

### 1 基本理念

アルコール健康障害に関して本県がめざすべき社会の目標像を次のとおりとし、これを基本理念とします。

アルコール健康障害に対する理解やアルコール健康障害を有する者等に対する支援が進み、県民が適切にお酒とつきあいながら、健やかに生活できる社会の実現をめざします。

### 2 基本方針

基本理念とする社会の実現を図るため、次の3つを基本方針として、アルコール健康障害対策を推進します。

#### 3つの基本方針

- ① アルコール健康障害の発生・進行・再発を防止します。
- ② アルコール健康障害当事者とその家族を支援します。
- ③ アルコール健康障害に関連して生じる飲酒運転、暴力、虐待、自殺等の問題に関する施策との連携を図ります。

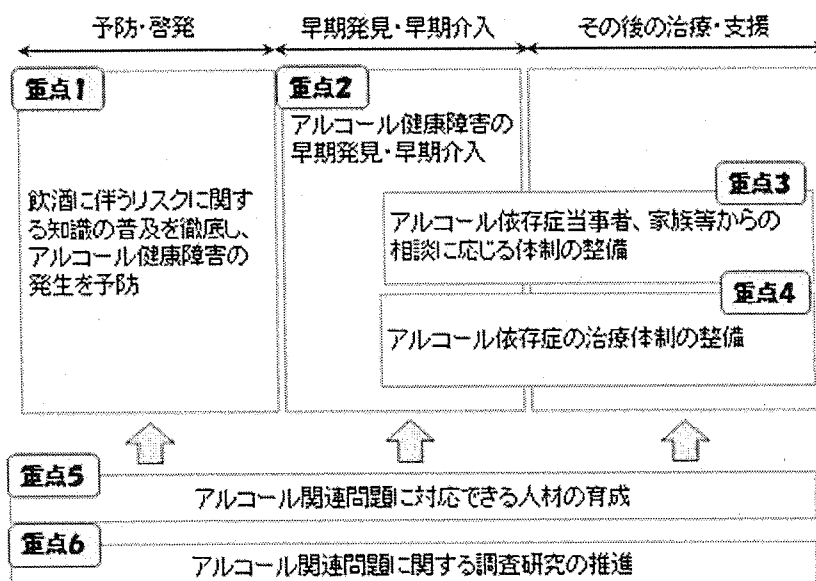
## 第4章 重点課題及び取組の具体的内容

第3章で掲げた基本理念を実現するため、アルコール健康障害に関する本県の現状をふまえ、6つの課題を重点的に取り組むべき課題（重点課題）とし、それぞれについてめざす姿を定めて、取組を進めます。また、達成すべき数値目標を設定して進捗管理に活用し、PDCA（計画→実行→評価→改善）のプロセスにより対策を推進していきます。

### 6つの重点課題

1. 飲酒に伴うリスクに関する知識の普及を徹底し、アルコール健康障害の発生を予防
2. アルコール健康障害の早期発見・早期介入
3. アルコール依存症当事者、家族等からの相談に応じる体制の整備
4. アルコール依存症の治療体制の整備
5. アルコール関連問題に対応できる人材の育成
6. アルコール関連問題に関する調査研究の推進

### 三重県アルコール健康障害対策推進計画イメージ図



## 重点課題1 飲酒に伴うリスクに関する知識の普及を徹底し、アルコール健康障害の発生を予防

### 【現状等】

本県の飲酒習慣者（週3日以上飲酒し、飲酒日1日あたり1合以上を飲酒すると回答した人）（男性）の割合は、28.6%（平成22年国民健康・栄養調査報告）と全国的には低位であるものの、アルコール依存症の経験者は1.6万人と推計されます（平成25年厚生労働省研究班調査から推計）。

また、未成年者、妊産婦など飲酒すべきでない者の飲酒率もそれぞれ9.5%（平成23年度県民健康意識調査）、1.9%（県母子保健報告）となっており、飲酒に伴うリスクを教育・啓発することで、アルコール健康障害の発生を予防する必要があります。

### 【めざす姿】

- 飲酒に伴うリスクやアルコール依存症について、県民の正しい理解が進むとともに、不適切な飲酒の防止が図られています。

### 【数値目標】

| 目標項目          | 現状値           | 目標値<br>(平成33年度) |
|---------------|---------------|-----------------|
| 毎日飲酒する人の割合    | 15.7%（平成23年度） | 13.3%           |
| 飲酒習慣のある未成年の割合 | 9.5%（平成23年度）  | 0%              |
| 飲酒する妊婦の割合     | 1.9%（平成27年度）  | 0%              |

### 【具体的な取組内容】

#### ① 教育・啓発

- 小、中、高等学校において、学習指導要領に基づき、児童生徒がアルコールの心身に及ぼす影響などを正しく理解するとともに、生涯を通じて自らの健康を適切に管理し、改善していく資質や能力を身につける教育を充実させます。（教育委員会）
- 小、中、高等学校において啓発リーフレットを配布するなどにより、児童生徒に加え、保護者への啓発を図ります。（健康福祉部）
- 大学等関係機関と連携し、大学生への啓発に努めます。（健康福祉部）
- 官公庁、企業、産業医等と連携し、従業員等への啓発に努めます。（健康福祉部）
- 啓発リーフレット等を活用し、医療機関等での患者に対する啓発に努めます。（健康福祉部）

- 自動車教習所で実施している飲酒運転防止に係るカリキュラムが確実に履行されるように指導します。(警察本部)
- 自助グループの活動と連携し、県民への啓発を行います。(健康福祉部)
- アルコール関連問題啓発週間(毎年11月10日から16日まで)等に、県民への啓発活動を行います。(健康福祉部)
- 県のホームページ等で、アルコール関連問題に対する取組や施策等を掲載し、広く啓発します。(健康福祉部等)

## ② 不適切な飲酒の防止

- 少年による飲酒行為について、街頭補導活動を強化し、必要な注意、助言等を行います。(警察本部)
- 関係団体が開催する未成年者飲酒防止キャンペーン等への参加、非行防止教室の開催等を通じて、未成年者飲酒防止の広報啓発活動を推進します。(警察本部)
- 酒類販売業者、酒類提供者及び関係業界に対し、年齢確認の徹底、従業員研修等の実施、店内における啓発活動の促進、酒類自動販売機の適切な管理等を要請します。また、悪質な業者等に対する取締りを強化します。(警察本部)
- 風俗営業管理者等に対する管理者講習を通じて、未成年者への酒類提供の禁止について周知徹底します。また、風俗営業所への立入り等を通じて、営業所での未成年者への酒類提供について指導、監督を行います。(警察本部)
- 妊婦の飲酒について、市町や産婦人科が連携して、「妊娠届出時アンケート」や「妊婦健診票」を活用して、飲酒の有無を把握するとともに、適切な保健指導ができるよう、協力・支援します。(健康福祉部子ども・家庭局)

## 重点課題2 アルコール健康障害の早期発見・早期介入

### 【現状等】

国の基本計画においては、全国でアルコール依存症を現在有する者(推計数58万人)のうち、「アルコール依存症の専門治療を受けたことがある」と回答している者は22%しかおらず、一方で、アルコール依存症を現在有する者の83%は「この1年間に何らかの理由で医療機関を受診した」と回答しており、一般医療機関から専門的に治療を行う医療機関への紹介が適切に行われておらず、専門的治療につながっていない可能性があることが指摘されています。

一方、三重県では四日市圏域において、早期発見、早期治療を目的とし、一般医療と精神科医療等が連携する取組が、全国に先駆けて始められており、「三重モデル」として、全国のモデルともなっています。この「三重モデル」をふまえながら、各圏域において、地域の実情に応じた早期発見、早期介入の連携体制を構築するこ

とが必要です。

また、アルコール依存症は、飲酒運転やDV、児童虐待、自殺等の社会問題との関連も指摘されており、本人の治療のためだけでなく、社会問題を解決するためにも、これらの対策とも連携しながら、アルコール依存症を早期に発見し、治療や支援につなげる必要があります。

#### 【めざす姿】

- 潜在的なアルコール依存症患者がいると各関係機関が理解した上で、アルコール依存症が疑われる者を、関係機関から早期に専門的に治療を行う医療機関や相談・支援機関へつなぐことができる仕組みが構築されています。

#### 【数値目標】

| 目 標 項 目   | 現状値                 | 目標値<br>(平成 33 年度) |
|---|---------------------|-------------------|
| アルコール依存症治療について、地域の精神科、内科、一般救急とアルコール依存症の専門医療機関等との連携体制が構築されている障害保健福祉圏域数 | —                   | 3か所以上             |
| 三重県飲酒運転0（ゼロ）をめざす条例による違反者の受診率  | 43.7%<br>(平成 27 年度) | 50%以上             |

#### 【具体的な取組内容】

- ① 早期発見・早期介入のための関係機関の連携
  - 各障害保健福祉圏域において、アルコール依存症当事者等への危機介入や治療につなげるための保健所、市町、医療機関、警察、消防等関係機関の連携体制を構築します。(健康福祉部)
- ② 一般医療機関とアルコール依存症の専門医療機関等との連携
  - アルコール依存症治療について、地域の精神科や内科、一般救急とアルコール依存症の専門医療機関等が連携して対応できるよう、「アルコール救急多機関連携マニュアル」の活用などにより、各障害保健福祉圏域における連携体制の構築を図ります。(健康福祉部)
- ③ 相談・支援機関とアルコール依存症の専門医療機関等との連携
  - こころの健康センターが作成する「こころのケアガイドブック」を活用することなどにより、アルコール依存症が疑われる者等について、関係機関から専門的に治療を行う医療機関や自助グループへの紹介が円滑に行えるように

情報提供します。(健康福祉部)

- こころの健康センターにおける依存症専門相談や保健所における精神保健福祉相談において、アルコール依存症が疑われる者等に対して適切な医療機関を紹介するほか、必要に応じて自助グループ等を紹介するなど、適切な支援を行います。(健康福祉部)
- 医療保険者による特定健診・特定保健指導を実施する医師・保健師等に対して、アルコール健康障害に関する内容を盛り込んだ特定保健指導実践者研修等を実施します。(健康福祉部医療対策局)
- アルコール依存症が疑われる従業員等への対応について、企業等の産業保健スタッフが専門的に治療を行う医療機関等と連携が図れるよう支援します。(健康福祉部)

④ 三重県飲酒運転0（ゼロ）をめざす条例に基づく施策と連携した早期発見、早期介入

- 三重県飲酒運転0（ゼロ）をめざす条例に基づき、飲酒運転違反者に対して、受診義務を課した通知を発送するとともに、受診した旨の報告を求めます。また、通知発送後60日を経過しても受診した旨の報告が無い飲酒運転違反者に対しては、受診するよう勧告します。(環境生活部)
- 三重県飲酒運転0（ゼロ）をめざす条例に基づく、飲酒運転違反者への受診義務の通知にあたって、飲酒運転とアルコール依存症の関係、多量飲酒習慣とアルコール依存症の関係について掲載したパンフレットを同封し、情報提供を行います。(環境生活部)
- 「飲酒運転とアルコール問題相談窓口」を県庁に設置し、飲酒運転を行うおそれのある者や家族等からの相談に応じるとともに、アルコール関連問題について、必要な情報提供を積極的に行います。(環境生活部)
- 飲酒運転をした者に対する取消処分者講習において、アルコール・スクリーニングテストを実施し、アルコール依存症のおそれがある場合には、医療機関への受診を促します。(警察本部)
- 飲酒運転により、運転免許の停止処分を受けた者に対し、運転免許証返還時に医療機関への受診を促します。(警察本部)

⑤ DV対応、児童虐待対応、自殺対策等との連携

- DV相談の対応窓口である女性相談所、各市町女性相談窓口等とアルコール依存症の専門医療機関等との連携を図ります。(健康福祉部子ども・家庭局)
- 児童虐待の相談の対応窓口である児童相談所、各市町家庭児童支援室等とアルコール依存症の専門医療機関等との連携を図ります。(健康福祉部子ども・家庭局)

- 自殺予防の相談窓口である自殺対策情報センター（こころの健康センター）の自殺予防・自死遺族電話相談、面接相談において、アルコール依存症が関連している者については、アルコール依存症の専門医療機関等を紹介します。（健康福祉部医療対策局）
- 保健所や市町、相談支援機関等を対象に、アルコール問題を含む自殺に関する研修等を開催することで、連携を図ります。（健康福祉部医療対策局）
- 福祉事務所生活保護担当課、生活困窮者自立支援相談窓口、地域包括支援センター等の相談機関とアルコール依存症の専門医療機関等との連携を図ります。（健康福祉部）
- 酩酊者や泥酔者を保護した場合等において、アルコール依存症又はその疑いがあると認められる者については、保健所長に通報・連絡するなどして、その後の対応につなげます。（警察本部）

### 重点課題3 アルコール依存症当事者、家族等からの相談に応じる体制の整備

#### 【現状等】

アルコール健康障害に関する相談は、こころの健康センターのほか、保健所、市町障がい福祉担当課、自助グループ等において行われています。

その一方で、支援を必要とするアルコール依存症当事者やその家族がどこに相談に行けばよいかわからず、早期の支援につながらなかったケースもみられます。

そのため、こころの健康センター、保健所等が中心となり、幅広い関係機関や、自助グループ等との連携により、適切な相談、指導を行い、社会復帰の支援につなげる体制づくりが必要です。

#### 【めざす姿】

- 各地域において、アルコール関連問題の相談拠点を核とした相談体制が整備され、アルコール依存症当事者及びその家族がわかりやすく気軽に相談でき、確実に治療や支援につながっています。

#### 【数値目標】

| 目 標 項 目                         | 現状値 | 目標値<br>(平成 33 年度) |
|---------------------------------|-----|-------------------|
| 県全域の核となるアルコール関連問題相談拠点の整備数       | —   | 1 か所              |
| アルコール関連問題の相談体制が整備されている障害保健福祉圏域数 | —   | 9 か所              |

## 【具体的な取組内容】

### ① 地域における相談支援体制の構築と充実

- こころの健康センターを県全域の核となるアルコール関連問題相談拠点、保健所を地域のアルコール関連問題相談拠点と位置づけて、市町、自助グループ等と連携した相談支援体制づくりを進めます。(健康福祉部)
- こころの健康センターにおいて、県全域のアルコール関連問題相談拠点として、アルコール依存症当事者及びその家族等を対象に専門電話相談、専門面接相談、医師相談を実施するとともに、必要に応じ、相談者が専門的に治療を行う医療機関や自助グループにつながるための支援を行います。また、アルコール依存症当事者の家族を対象とした家族教室を開催し、家族のアルコール依存症当事者への関わり方を支援します。(健康福祉部)
- 保健所において、地域のアルコール関連問題相談拠点として、市町障がい福祉担当課等と連携しながら、アルコール関連問題に関する相談を実施します。(健康福祉部)
- こころの健康センターにおいて、アルコール依存症当事者を含む依存症者及びその家族を支援する地域の保健所、医療機関、相談支援事業所、警察、保護司、自助グループ等が情報共有、連携を図ることを目的として、依存症ネットワーク会議を開催します。(健康福祉部)
- アルコール関連問題に関する相談窓口について、こころの健康センターが作成する「こころのケアガイドブック」や県のホームページなどで県民への周知を図ります。(健康福祉部)
- アルコール依存症当事者の社会復帰について、アルコール関連問題相談拠点、医療機関、ハローワーク、障害者就業・生活支援センター、自助グループ等の関係機関が連携して支援できる体制づくりを進めます。(健康福祉部)

### ② 民間団体の活動と連携した相談支援

- アルコール依存症当事者への相談支援や社会復帰において重要な役割を果たしている自助グループへの支援を行います。(健康福祉部)
- こころの健康センターが開催する依存症ネットワーク会議や依存症研修会等の機会を活用し、自助グループの役割を啓発します。(健康福祉部)
- こころの健康センター及び保健所等が行う相談支援について、自助グループとの連携を強化し、アルコール依存症当事者やその家族が自助グループにつながりやすい仕組みづくりを行います。(健康福祉部)
- アルコール依存症の専門医療機関等と自助グループとの連携の強化を支援し、アルコール依存症当事者が医療機関から自助グループにつながりやすい仕組みづくりを行います。(健康福祉部)



## 重点課題4 アルコール依存症の治療体制の整備

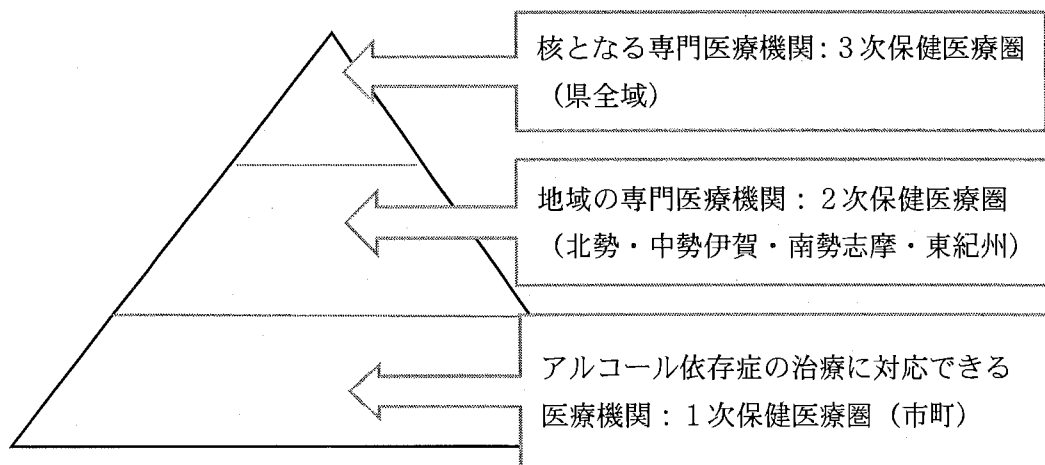
### 【現状等】

国の基本計画では、すべての都道府県においてアルコール依存症に対する適切な医療を提供することができる専門医療機関を1か所以上整備することが目標とされています。

本県においては、依存症治療に対応している精神科病院は4か所、アルコール依存症治療に対応している診療所は2か所、三重県飲酒運転0（ゼロ）をめざす条例に基づく指定医療機関は33か所（平成29年2月現在）ありますが、国の定める要件を備えた県全域の核となる専門医療機関を整備するとともに、各地域における地域の専門医療機関及びアルコール依存症の治療に対応できる医療機関による重層的な治療体制の整備を行う必要があります。

### 【めざす姿】

- 専門医療機関を中核として、各地域でアルコール依存症の治療体制が整備され、アルコール依存症当事者が、速やかにかつ継続的に治療を受けることができます。



【数値目標】

| 目 標 項 目                       | 現状値                 | 目標値<br>(平成 33 年度) |
|-------------------------------|---------------------|-------------------|
| 県全域の核となる専門医療機関の整備数            | —                   | 1 か所以上            |
| 地域の専門医療機関の整備数                 | —                   | 4 か所以上            |
| 三重県飲酒運転0（ゼロ）をめざす条例に基づく指定医療機関数 | 33 か所<br>(平成 28 年度) | 40 か所以上           |

【具体的な取組内容】

① アルコール依存症の治療体制の整備

- 治療が困難なアルコール依存症の専門治療が受けられるよう、国の定める要件を備えた県全域の核となる専門医療機関の整備を図ります。(健康福祉部)
- 地域で早期にかつ継続的にアルコール依存症の専門治療が受けられるよう、地域の専門医療機関の整備を図ります。(健康福祉部)
- アルコール依存症当事者等が必要な治療を受けられるよう、三重県飲酒運転0（ゼロ）をめざす条例に基づく指定医療機関をはじめ、アルコール依存症の治療に対応できる医療機関の整備を進めます。(健康福祉部)
- アルコール依存症当事者等が状況に応じて必要な治療を受けられるよう、専門医療機関やアルコール依存症の治療に対応できる医療機関のネットワークの構築を図ります。(健康福祉部)
- アルコール依存症の専門医療機関等について、こころの健康センターが作成する「こころのケアガイドブック」や県のホームページなどで県民への周知を図ります。(健康福祉部)

重点課題5 アルコール関連問題に対応できる人材の育成

【現状等】

アルコール健康障害について、医療関係者や行政関係者の関心や知識が十分ではなく、医療・保健・福祉・警察・消防等の様々な関係者がアルコール関連問題への対応に苦慮している状況が見受けられます。

【めざす姿】

- アルコール健康障害の治療やアルコール関連問題に適切に対応できる医師、看護師、栄養士、精神保健福祉士、社会福祉士、保健師、介護関係職員等の人材が育成され、アルコール健康障害の発生予防につながるとともにアルコ

ール依存症当事者及びその家族等が必要な支援を受けられています。

#### 【具体的な取組内容】

- ① アルコール健康障害の治療やアルコール関連問題に適切に対応できる人材の育成
  - アルコール依存症当事者等が必要な治療を受けられるよう、三重県飲酒運転0（ゼロ）をめざす条例に基づく指定医療機関を増やすため、医師研修を実施します。（健康福祉部）
  - 三重県飲酒運転0（ゼロ）をめざす条例に基づく指定医療機関に対して、アルコール依存症にかかる診断技術の向上やアルコール依存症を専門的に治療する医療機関との連携強化を目的とした研修会を開催します。（健康福祉部）
  - アルコール健康障害に対応できる各専門分野の医師等を増やす方策を関係機関等と検討し、人材育成を推進します。（健康福祉部）
  - 救急医療や一般医療に携わる医師等に、「アルコール救急多機関連携マニュアル」などを配布し、活用を図ることにより、アルコール依存症の専門医療機関以外の機関に理解を深める取組を行います。（健康福祉部）
  - 依存症問題に関する支援力の向上を目的として、保健所や市町障がい福祉課等のアルコール依存症当事者及びその家族の相談に応じる機関や児童相談所、福祉事務所生活保護担当課、地域包括支援センター等、アルコール関連問題に対応している様々な関係機関を対象に研修を行います。（健康福祉部）
  - アルコール依存症にかかる専門性向上のため、国等が実施する研修に保健所職員等を派遣するなど、支援力の向上を図ります。（健康福祉部）
  - アルコール健康障害の治療やアルコール関連問題に適切に対応できる人材育成のための研修教材の充実を図ります。（健康福祉部）

### 重点課題6 アルコール関連問題に関する調査研究の推進

#### 【現状等】

本県のアルコール関連問題における詳細な実態は把握できていない面があります。調査研究を推進し、それを基に施策を充実させていくことが必要です。

#### 【めざす姿】

- アルコール関連問題に関する実態把握や調査研究が進み、これをふまえた施策の充実が図られています。

【具体的な取組内容】

① アルコール関連問題に関する調査研究の推進

- 国における調査研究や先進事例等の情報提供を受け、アルコール関連問題の実態把握や取組の改善に努めます。(健康福祉部)
- 医療機関等の関係機関と連携・協力しながら、本県のアルコール健康障害対策の充実に資する実態把握や調査研究の取組の推進を図ります。(健康福祉部)

## 第5章 計画の推進体制等

### 1 計画の推進体制

「アルコール健康障害に対する理解やアルコール健康障害を有する者等に対する支援が進み、県民が適切にお酒とつきあいながら、健やかに生活できる社会の実現をめざす」という基本理念を実現するため、市町及び関係機関等と連携・協力し、計画を推進します。

#### (1) 県、市町及び関係機関等の役割

- 県は、計画の推進のため、国及び市町、関係機関と連携を図り、基本理念を実現するために、重点課題ごとに定めた取組を進めます。また、こころの健康センターは、県全域の核となるアルコール関連問題相談拠点として、依存症専門相談の実施や人材育成、県全体の相談機関の連携体制の構築を行います。各保健所は、地域のアルコール関連問題相談拠点として、相談を受けるとともに地域のアルコール関連問題への対応について市町等関係機関と連携し、支援体制の構築を図ります。
- 市町は、住民にとって最も身近な行政機関として、県等と連携し、母子保健相談や健康相談等の保健事業や福祉サービス提供等の福祉事業のさまざまな事業においてアルコール関連問題の視点をもって取り組むことが期待されます。
- 医療機関等の関係機関は、県が実施するアルコール健康障害対策に協力し、アルコール健康障害の発生、進行及び再発の防止に寄与するよう努めるとともに、アルコール健康障害に係る良質かつ適切な医療や支援を行うことが期待されます。
- 県民は、アルコール関連問題に関する関心と理解を深め、アルコール健康障害の予防に必要な注意を払うことが期待されます。

#### (2) 県の体制

本計画に基づき、アルコール健康障害対策を総合的かつ計画的に推進するため、三重県障がい者支援施策総合推進会議において、福祉、医療、保健、教育、警察など、それぞれの分野が協議・連携し、施策を総合的に推進します。

### 2 計画の進行管理と見直し

計画を着実に推進するため、「計画 (Plan) → 実行 (Do) → 評価 (Check) → 改善 (Act)」のサイクルにより、計画の進捗状況を把握し、より効果的に取組を推進します。また、本計画は平成 33 年度を目標年度として実施するものですが、本計画の進捗等の状況変化により、必要性が生じた場合は、計画期間においても適宜見直しを行います。

### ① 計画 (Plan)

本計画により、県におけるアルコール健康障害対策を推進するために必要な施策を定めます。計画策定については、三重県精神保健福祉審議会アルコール健康障害対策推進部会において調査審議を行ったうえで、三重県精神保健福祉審議会等で意見を聴くとともに、県議会の健康福祉病院常任委員会での審議やパブリックコメントの実施により、いただいた意見を計画に反映します。

### ② 実行 (Do)

本計画に基づき、具体的な施策を展開します。施策の展開にあたっては、三重県障がい者支援施策総合推進会議において、福祉、医療、保健、教育、警察等の各分野が協議・連携し、総合的に推進します。

### ③ 評価 (Check)

本計画に掲げた施策の実施状況について、毎年度、年次報告としてとりまとめます。とりまとめた年次報告について、三重県精神保健福祉審議会アルコール健康障害対策推進部会等において報告し、施策の達成状況について調査等を行うとともに、現状を多面的に分析し、課題を抽出します。

### ④ 改善 (Act)

評価によって明らかになった施策等の課題について、次年度以降の施策展開に反映します。また、必要に応じ、三重県障がい者支援施策総合推進会議において協議・検討を行います。

別冊 3

# 三重県手話施策推進計画

最終案

三 重 県

平成 29年3月

# 目次

|                                    |           |
|------------------------------------|-----------|
| <b>第1章 総論</b> .....                | <b>1</b>  |
| 1 計画策定の背景.....                     | 1         |
| 2 計画の位置付け.....                     | 1         |
| 3 計画の期間.....                       | 2         |
| 4 基本理念.....                        | 2         |
| 5 施策体系.....                        | 2         |
| <br>                               |           |
| <b>第2章 施策の展開</b> .....             | <b>4</b>  |
| 1 基本的施策と具体的な取組.....                | 4         |
| 施策1：情報の取得等におけるバリアフリー化等【条例第8条】..... | 4         |
| 施策2：手話通訳を行う人材の育成等【条例第9条】.....      | 6         |
| 施策3：手話の普及等【条例第10条】.....            | 7         |
| 施策4：ろう児等の手話の学習等【条例第11条】.....       | 9         |
| 施策5：事業者への支援【条例第12条】.....           | 10        |
| 施策6：手話に関する調査研究の推進【条例第13条】.....     | 11        |
| 2 数値目標.....                        | 14        |
| <br>                               |           |
| <b>第3章 計画の推進</b> .....             | <b>15</b> |
| 1 計画の推進体制.....                     | 15        |
| 2 計画の進行管理と見直し.....                 | 16        |
| <br>                               |           |
| <b>参考資料</b> .....                  | <b>17</b> |
| 1 三重県における聴覚障がい者の数.....             | 17        |
| 2 聴覚障がい者のコミュニケーション手段の状況（全国）.....   | 17        |
| 3 三重県における登録手話通訳者の数.....            | 17        |
| 4 三重県における手話通訳者養成講座の講師数.....        | 17        |
| 5 三重県立聾学校における在籍幼児・児童・生徒数.....      | 17        |
| 6 計画の策定経過.....                     | 18        |
| 7 三重県障害者施策推進協議会手話施策推進部会 委員名簿.....  | 18        |
| 8 三重県手話言語条例（概要）.....               | 19        |



## ◆第1章 総論

### 1 計画策定の背景

手話は音声言語とは異なる語彙や文法体系を有し、手や指の動き、表情等により視覚的に表現される言語であり、我が国においては明治時代に始まり、ろう者をはじめとする、関係する多くの人々の間で大切に受け継がれ、発展してきました。

しかしながら、大正時代に手話は日本語の習得を妨げるものと誤解され、聾学校では読唇と発音訓練を中心とする口話法が導入されたことから、手話が自由に使えず禁じられた歴史もありました。

三重県立聾学校では、昭和55年に聴覚障がい教員に対する情報保障として、また中学部・高等部の生徒に対する行事等での説明手段として、手話を取り入れるとともに、平成5年以降は幼稚部・小学部の教育活動でも手話を取り入れ、全国に先駆けて手話を活用した指導及び支援に取り組んできました。

国際的には、平成18年に国際連合総会で採択された障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）において、手話が言語であることが明記されました。我が国では、障害者権利条約の批准に向け、障害者基本法の改正など国内法の整備が進められ、平成26年には障害者権利条約が批准されました。

このような中、三重県では、手話に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、平成28年6月30日、三重県手話言語条例（以下「条例」という。）を制定しました。

三重県において、身体障害者手帳（聴覚又は平衡機能障害）の交付を受けている方は、平成28年4月1日現在、約7,400人います。一方で、本県における登録手話通訳者は約120名にとどまっています。手話に対する理解を深めるとともに、手話通訳を行う人材を育成することなどが課題となっており、手話を使用しやすい環境を整備し、手話の普及等を図ることが求められています。

三重県における手話施策をさらに推進するため、条例に基づき、三重県手話施策推進計画（以下「本計画」という。）を策定し、総合的かつ計画的に施策を展開していきます。

### 2 計画の位置付け

本計画は、条例第7条第1項の規定に基づき、「手話を使用しやすい環境を整備するために必要な施策」について定めるもので、県障害者計画（「みえ障がい者共生社会づくりプラン」）の一部として策定します。

### 3 計画の期間

本計画は、「みえ障がい者共生社会づくりプラン」の一部を構成することから、計画期間については、「みえ障がい者共生社会づくりプラン」との整合を保つため、平成 29 年度から平成 32 年度までの 4 年間とします。

※ 現行の「みえ障がい者共生社会づくりプラン」は計画期間が平成 27 年度から平成 29 年度までであり、平成 29 年度に次期計画（計画期間：平成 30 年度から平成 32 年度まで）を策定する予定です。

### 4 基本理念

手話は、①独自の言語体系を有する文化的所産であって、ろう者が知的で心豊かな日常生活及び社会生活を営むために大切に受け継いできたものであり、②ろう者が情報を取得し、その意思を表示し、及び他人との意思疎通を図る手段として必要な言語である、という基本的認識のもと、ろう者と聞こえる人が相互に人格と個性を尊重し、誰もが手話に親しみ、手話が広く利用される共生社会の実現を図ることをめざします。

### 5 施策体系

条例に定められた 6 つの基本的施策を柱として取組を進めます。また、数値目標を設定して進行管理に活用し、P D C A（計画→実行→評価→改善）のプロセスにより施策を推進していきます。

#### 施策 1：情報の取得等におけるバリアフリー化等【条例第 8 条】

- (1) 県政情報の手話による発信等
- (2) 手話通訳者等の派遣、ろう者からの相談に応じる拠点機能の確保・拡充等
- (3) 災害時等における手話による情報取得等のための措置

#### 施策 2：手話通訳を行う人材の育成等【条例第 9 条】

- (1) 手話通訳者等及びその指導者の育成、手話通訳者等の派遣等の体制の整備・拡充

#### 施策 3：手話の普及等【条例第 10 条】

- (1) 県民が手話を学習する機会の確保等
- (2) 県職員に対する手話研修等の実施
- (3) 幼児、児童、生徒及び学生に対する手話学習の取組促進

#### 施策 4：ろう児等の手話の学習等【条例第 11 条】

- (1) ろう児が在籍する学校での手話教育の環境整備、教職員の手話技術の向上
- (2) ろう児が在籍する学校での保護者への手話学習の機会の確保等
- (3) 聴覚障がいのある乳児、保護者への手話学習の機会の確保

#### 施策 5：事業者への支援【条例第 12 条】

- (1) 事業者のろう者へのサービス提供時又はろう者雇用時における手話の使用

に関する合理的配慮への支援

**施策6：手話に関する調査研究の推進【条例第13条】**

(1) ろう者及び手話通訳者等が行う手話に関する調査研究の推進等

＜施策の展開イメージ＞

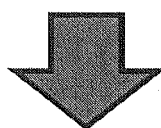
基本  
理  
念

手話は、

①独自の言語体系を有する文化的所産であって、ろう者が知的で心豊かな日常生活及び社会生活を営むために大切に受け継いできたものであり、

②ろう者の情報取得、意思表示及び他人との意思疎通手段として必要な言語である、

という基本的認識のもと、ろう者と聞こえる人が相互に人格と個性を尊重し、誰もが手話に親しみ、手話が広く利用される共生社会の実現を図る



施  
策  
体  
系

施策1：情報の取得等におけるバリアフリー化等【条例第8条】

施策2：手話通訳を行う人材の育成等【条例第9条】

施策3：手話の普及等【条例第10条】

施策4：ろう児等の手話の学習等【条例第11条】

施策5：事業者への支援【条例第12条】

施策6：手話に関する調査研究の推進【条例第13条】

## ◆第2章 施策の展開

### 1 基本的施策と具体的な取組

#### 施策1：情報の取得等におけるバリアフリー化等【条例第8条】

##### (1) 県政情報の手話による発信等

ろう者が県政に関する情報を円滑に取得し、及び県に対してその意思を表示することができるよう、情報通信技術の進展その他社会の諸情勢の変化を考慮しつつ、手話による情報の発信等に努めます。

##### <具体的な取組>

##### ① 手話付きテレビ情報番組の制作・放映（戦略企画部）

テレビ放送により県が提供する情報番組「県政チャンネル～輝け！三重人～」(10分番組/月4回放映)及び同番組の録画配信(YouTube)において、手話を挿入して配信します。

##### ② 県庁見学等の来庁時における情報保障の確保（戦略企画部）

県庁見学等の来庁時において、手話通訳等による情報保障の確保に努めます。

##### ③ 知事定例記者会見における手話通訳の実施（戦略企画部）

ろう者の情報保障を推進するため、知事定例記者会見において手話による通訳を実施します。

##### ④ 県のイベント・会議等における情報保障の確保（各部局）

県が実施するイベントや会議等において、手話通訳による情報保障の確保に努めます。

##### ⑤ 文化施設における情報保障の推進（環境生活部）

県立の文化施設において、筆談や資料提示、手話研修の受講促進に取り組むとともに、手話ボランティアの活用を検討するなど、各施設の特性をふまえて、ろう者に配慮した観覧環境の提供に努めます。

##### ⑥ 選挙における情報保障の推進（選挙管理委員会）

政見放送及び経歴放送実施規程において手話通訳の挿入が認められていない参議院選挙区選出議員選挙について、障がい者団体が実施するビデオ集会への支援を行います。また、手話通訳付きの政見放送が認められている知事選挙について、障がい者団体や政見放送実施局と連携を図り、円滑に収録・放送ができるよう対応します。さらに、参議院選挙区選出議員選挙への手話通訳付き政見放送の拡充について、関係団体を通じ、総務省等へ要望します。

##### ⑦ 「わかりやすい情報の提供のためのガイドライン」や「ユニバーサルデザインイベントマニュアル」に基づく情報保障の推進（健康福祉部）

誰もが必要な情報を入手できるよう、県が作成した「わかりやすい情報の提供のためのガイドライン」に沿って手話を含めたわかりやすい情報発信を進めます。また、県が作成した「ユニバーサルデザインイベントマニュアル」を活用し、会場の設営や運営について、手話の利用を含めたユニバーサルデザインに配慮された、誰もが参加しやすいイベントの開催を進めます。

#### ⑧ 手話付き映像作品の製作・貸出（健康福祉部）

ろう者の情報入手や情報発信を確保するため、三重県聴覚障害者支援センターにおいて、手話付き映像作品の製作や無料貸出を行います。

### （2）手話通訳者等の派遣、ろう者からの相談に応じる拠点機能の確保・拡充等

ろう者が日常生活において、手話により情報を取得し、その意思を表示し、及び他人との意思疎通を図ることができるようにするため、手話通訳者等の派遣及びろう者からの相談に応じる拠点の機能の確保及び拡充等を行うよう努めます。

#### ＜具体的な取組＞

#### ① 三重県聴覚障害者支援センターによる支援の実施（健康福祉部）

手話通訳者等を派遣するとともに、ろう者からの相談に応じるため、三重県聴覚障害者支援センターを拠点として、ろう者に対する支援を実施します。

#### ② ろう者からの相談等に応じる拠点の機能拡充に向けた検討（健康福祉部）

ろう者が地域で安心して暮らすことができるよう、情報提供や相談支援等に応じる拠点機能の拡充に向けた検討に取り組みます。

### （3）災害時等における手話による情報取得等のための措置

災害その他非常の事態において、ろう者が手話により安全を確保するため必要な情報を速やかに取得し、及び円滑に他人との意思疎通を図ることができるよう、市町その他の関係機関との連携等必要な措置を講ずるよう努めます。

#### ＜具体的な取組＞

#### ① 福祉避難所の確保促進（健康福祉部）

災害時等における、ろう者の手話等による情報・コミュニケーション支援に資するよう、市町に対して、福祉避難所の指定や福祉避難所に係る社会福祉施設等との協定締結を働きかけます。

#### ② 聴覚障がい者災害支援サポーター制度の構築（健康福祉部）

災害発生時における、要援護聴覚障がい者の安否確認や救援活動を迅速かつ適切に行えるよう、聴覚障がい者団体及び関係機関の協力を得ながら、手話が可能な聴覚障がい者災害支援サポーターの登録を推進します。

#### ③ 災害時における聴覚障がい者の支援に関する協定の締結促進（健康福祉部）

三重県聴覚障害者支援センターと市町の間で、避難行動要支援者名簿の提

供等に関する協定の締結を促進することにより、災害発生時における聴覚障がい者の手話等による避難所支援等を行います。

## 施策2：手話通訳を行う人材の育成等【条例第9条】

### (1) 手話通訳者等及びその指導者の育成、手話通訳者等の派遣等の体制の整備・拡充

手話通訳者等及びその指導者の育成に努め、市町その他手話通訳事業を行う者と連携して、ろう者が手話通訳者等の派遣等による意思疎通支援を適切に受けることができる体制の整備及び拡充に努めます。

#### <具体的な取組>

#### ① 手話通訳者等の派遣事業の実施（健康福祉部）

三重県聴覚障害者支援センターにおいて、市町や障がい当事者団体等からの派遣要請に応じて、手話通訳者等を派遣します。

#### ② 手話通訳者の人材育成推進（健康福祉部）

ろう者と聞こえる人との意思疎通を行う手話通訳者の育成を推進するため、手話通訳者養成講座を開催するとともに、県南部地域における手話通訳者養成講座の開催を検討するなど手話通訳者養成講座を受けやすい環境の整備に努めます。

#### ③ 手話通訳者全国統一試験対策学習会の実施（健康福祉部）

登録手話通訳者の確保を推進するため、手話通訳者養成講座の修了者を対象に、手話通訳者全国統一試験の対策学習会を実施します。

#### ④ 手話通訳者の技術向上及び指導者の人材育成推進（健康福祉部）

手話通訳の専門化や多様化に対応するため、手話通訳者スキルアップ研修を実施します。また、指導者養成研修会の受講を促進し、手話通訳者養成講座を担当する指導者の人材育成を進めます。

#### ⑤ 手話奉仕員スキルアップ講座のカリキュラム作成に向けた検討等（健康福祉部）

市町が実施する手話奉仕員養成講座の修了者について、知識及び技術の向上を図るとともに、手話通訳者養成への着実なステップアップとなるよう、市町等が実施する手話奉仕員スキルアップ講座のカリキュラム策定に向けた検討を進めます。また、手話を学ぶ人が、手話によるコミュニケーション能力を確認し、活動の目安として活用できるよう、全国手話検定試験に関する情報について、市町等に周知を行います。

#### ⑥ 手話サークル団体の交流促進等（健康福祉部）

地域で活動する手話サークル団体の交流促進や情報交換を図るとともに、手話サークル団体に係る情報提供を行い、県民が手話を学ぶ場の充実を図ります。

**⑦ ICTを活用した意思疎通支援のあり方等についての検討（健康福祉部）**

情報通信技術の進展その他社会の諸情勢の変化を考慮しつつ、電話リレーサービスや遠隔手話通訳サービス等のICTを活用した意思疎通支援のあり方等について、市町や関係団体と連携・協力しながら検討します。

**⑧ 第21回全国障害者スポーツ大会（三重とこわか大会）に向けた情報支援ボランティアの養成（地域連携部）**

平成33年に三重県で開催する第21回全国障害者スポーツ大会（三重とこわか大会）の開催に向けて、手話を用いた情報支援ボランティアの計画的な養成に取り組みます。

**施策3：手話の普及等【条例第10条】**

**（1）県民が手話を学習する機会の確保等**

市町その他の関係機関、ろう者及び手話通訳者等と協力して、県民が手話を学習する機会の確保等に努めます。

**<具体的な取組>**

**① 県ホームページ等における手話に関する情報等の掲載（健康福祉部）**

三重県手話言語条例の施行に伴い、条例の理解促進及び手話の普及を図るため、県や三重県聴覚障害者支援センターのホームページにおいて、条例の概要や手話に関する情報を掲載するとともに、県民が一人でも多く手話に触れ、一緒に手を動かして手話を学べるよう、県ホームページに簡単な手話動画を掲載します。

**② 手話パンフレットや手話DVD等による普及啓発（健康福祉部）**

手話パンフレットや手話DVDなど、様々な広報媒体を活用して、手話の普及啓発を進めます。特に、次世代を担う子どもたちに興味を持ってもらうため、イラストや三重県聴覚障害者協会マスコットキャラクター「できるカモン」等を活用した、効果的な手話の普及啓発に取り組みます。

**③ イベント等を活用した手話の普及啓発（健康福祉部）**

関係団体や市町等と連携し、様々なイベント等を活用して、条例についての理解促進や手話の普及推進を図ります。

**④ 県民向け手話講座の開催（健康福祉部）**

聞こえる人が手話に関心を持ち、ろう者と簡単な手話によるコミュニケーションができるように、県民向け手話講座を開催します。

**（2）県職員に対する手話研修等の実施**

県職員が基本理念を理解し、手話を学習する取組を推進するため、手話に関する研修等を行います。

## ＜具体的な取組＞

### ① 県職員及び市町職員に対する研修の実施（健康福祉部）

県及び市町の機関において、基本的な手話により、ろう者とコミュニケーションを図ることができるよう、県職員に対する手話研修を実施するとともに、市町に対する支援として、市町職員向け手話研修を実施します。

### ② 教職員に対するインターネットを活用した研修講座の受講促進（教育委員会）

県内の教職員については、インターネットを活用した研修講座（ネットD E研修）「手話入門～コミュニケーションをとるために～」の受講促進に努めます。

## （3）幼児、児童、生徒及び学生に対する手話学習の取組促進

手話に関する学習が共生社会についての理解の増進に資することをふまえ、幼児、児童、生徒及び学生が手話を学習する取組を促進するよう努めます。

## ＜具体的な取組＞

### ① 手話を学ぶ取組の実施（教育委員会）

小中学校において、総合的な学習の時間等を活用し、手話による合唱や演劇、地域の方に手話を学ぶ取組等を実施することにより、児童・生徒が手話について理解する機会を確保するよう働きかけます。

### ② 手話に関する授業や活動する機会の充実（教育委員会）

高等学校において、学校の実態や生徒の特性等に応じて、学校設定科目として手話に関する授業を実施するとともに、ボランティア活動として手話を使った様々な活動の取組を行います。

### ③ 手話についての理解啓発の促進（教育委員会）

聾学校において、小中学校・高等学校との交流及び共同学習を進めるとともに、手話の普及促進に係るリーフレットを作成し、手話についての理解啓発を図ります。

### ④ 人権学習指導資料の活用（教育委員会）

手話に関する内容を掲載している人権学習指導資料（県教育委員会発行）の教材活用を各学校に働きかけます。

### ⑤ 学校出前授業及び子ども手話教室等の開催（健康福祉部）

「ユニバーサルデザインのまちづくり学校出前授業」において、手話を含めた耳の不自由な人と話す方法等についての授業を実施し、次世代を担う子どもたちにユニバーサルデザインの考え方の浸透を図り、手話を使用しやすい環境づくりを推進します。また、子ども手話教室等を開催し、子どもたちが手話を学ぶ機会の確保を図ります。



#### 施策4：ろう児等の手話の学習等【条例第11条】

(1) ろう児が在籍する学校での手話教育の環境整備、教職員の手話技術の向上  
聴覚障がいのある幼児、児童又は生徒（以下「ろう児」という。）が手話を獲得し、手話により各教科等を学習し、及び手話を学習することができるよう、ろう児が在籍する学校において幼児期から手話の教育を受けることができる環境を整備し、当該学校の教職員の手話に関する技術を向上させるために必要な措置を講ずるよう努めます。

##### <具体的な取組>

###### ① ろう児に対する手話教育の環境整備（教育委員会）

聾学校に在籍するろう児が、手話により、様々な学びや体験ができるよう、自立活動の時間における指導をはじめ、学校生活全般を通じた手話の獲得、手話の学習及び手話による学習に取り組みます。

###### ② 教職員に対する研修の実施（教育委員会）

聾学校において、聾学校教職員の手話に関する知識や技術の向上を図るため、校内研修会を実施するとともに、聾学校以外の教職員が参加できるよう、夏季研修会や公開講座を実施するなど、計画的な研修を実施します。

#### (2) ろう児が在籍する学校での保護者への手話学習の機会の確保等

ろう児が在籍する学校において、ろう児の保護者に対する手話に関する学習の機会を確保し、並びに手話に関する教育に係る相談及び支援を行うよう努めます。

##### <具体的な取組>

###### ① 保護者に対する手話講習会等の実施（教育委員会）

聾学校に在籍するろう児の保護者に対して、手話に関する学習の機会を確保するため、保護者を対象とした手話講習会を実施するとともに、内容の充実を図ります。また、保護者への手話に関する相談及び支援を実施します。

#### (3) 聴覚障がいのある乳児、保護者への手話学習の機会の確保

聴覚障がいのある乳児が手話を獲得するための機会を確保し、及びその保護者に対する手話に関する学習の機会を確保するよう努めます。

##### <具体的な取組>

###### ① 乳幼児及び保護者を対象とした教育相談等の実施（教育委員会）

聾学校において、聴覚障がいのある乳幼児及び保護者の手話に関する学習の機会を確保するため、乳幼児及び保護者を対象とした教育相談を通して手話獲得の取組を進めるとともに、保護者を対象とした手話講習会を実施します。

## ② 聴覚障がいのある乳児、保護者への支援等（健康福祉部、医療対策局、子ども・家庭局）

三重県立子ども心身発達医療センターの難聴児支援部門において、聴覚障がいのある乳児（0歳児）と保護者を対象とした集団支援の一環として、保護者への手話学習会を実施します。また、聴覚障がいのある乳幼児への適切な支援が行えるよう、保健福祉・医療機関等の職員に対して手話に関する理解の促進を図ります。

### 施策5：事業者への支援【条例第12条】

#### （1）事業者のろう者へのサービス提供時又はろう者雇用時における手話の使用に関する合理的配慮への支援

事業者がろう者に対しサービスを提供するとき又はろう者を雇用するときにおいて、手話の使用に関して合理的な配慮を行うための取組に対して、必要な支援を行うよう努めます。

#### ＜具体的な取組＞

##### ① 障がい者就職面接会における手話通訳者の派遣（雇用経済部）

県内各ハローワークが実施する障がい者就職面接会において、手話通訳者の派遣を行います。

##### ② 雇用の分野における手話の使用を含めた合理的配慮の周知（雇用経済部）

労働局やハローワークと連携し、様々な機会を通じ、雇用の分野における合理的配慮の提供義務等について周知を図るとともに、併せて三重県手話言語条例や合理的配慮の一例としての手話の使用について周知を図ります。また、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構による助成金等、障がい者雇用に係る事業者への支援施策について周知を図ります。

##### ③ 観光施設等における情報保障の推進（観光局）

バリアフリー観光を推進するため、関係団体等と協働し、県内の観光施設、宿泊施設に対して、手話通訳に係る情報の提供や聴覚障がいを持つ方々への対応についてアドバイスを行います。

##### ④ 福祉サービス事業所等に対する周知の推進（健康福祉部）

障害福祉サービス事業所や介護保険サービス事業所等に対して、ろう者へのサービス提供時等における、手話の使用に関する合理的配慮について周知を図ります。

##### ⑤ 「医療ネットみえ」における手話対応可能な医療機関の周知（医療対策局）

医療機関検索サイト「医療ネットみえ」において、「手話による対応」ができる医療機関を表示し、周知を図ります。

**施策6：手話に関する調査研究の推進【条例第13条】**

**(1) ろう者及び手話通訳者等が行う手話に関する調査研究の推進等**

ろう者及び手話通訳者等が手話の発展に資するために行う手話に関する調査研究の推進及びその成果の普及に協力します。

**<具体的な取組>**

**① 手話に関する調査研究への協力（健康福祉部）**

ろう者や手話通訳者等の関係団体が行う手話に関する調査研究の推進及び成果の普及に協力します。

<参考>各施策の取組工程

| 項目                                       | 平成28年度                                | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 | 平成32年度   |                                |
|--|---------------------------------------|--------|--------|--------|--|--------------------------------|
| <b>施策1: 情報の取得等におけるバリアフリー化等【条例第8条】</b>    |                                       |        |        |        |  |                                |
| (1) 県政情報の手話による発信等                        |                                       |        |        |        | 手話付きテレビ情報番組の制作・放映<br>【新規】録画配信における手話の挿入                   |                                |
|  |                                       |        |        |        | 県庁見学等の来庁時における情報保障の確保                                     |                                |
|  |                                       |        |        |        | 【新規】知事定例記者会見における手話通訳の実施                                  |                                |
|  |                                       |        |        |        | 県のイベント・会議等における情報保障の確保                                    |                                |
|  |                                       |        |        |        | 文化施設における情報保障の推進  |                                |
|  |                                       |        |        |        | 選挙における情報保障の推進  |                                |
|  |                                       |        |        |        | 「わかりやすい情報の提供のためのガイドライン」や「ユニバーサルデザインイベントマニュアル」に基づく情報保障の推進 |                                |
|  |                                       |        |        |        | 手話付き映像作品の製作・貸出   |                                |
|  | (2) 手話通訳者等の派遣、ろう者からの相談に応じる拠点機能の確保・拡充等 |        |        |        |  | 三重県聴覚障害者支援センターによる支援の実施         |
|  |                                       |        |        |        |  | 【新規】ろう者からの相談等に応じる拠点の機能拡充に向けた検討 |
| (3) 災害時等における手話による情報取得等のための措置             |                                       |        |        |        | 福祉避難所の確保促進   |                                |
|  |                                       |        |        |        | 聴覚障がい者災害支援サポーター制度の構築                                     |                                |
|  |                                       |        |        |        | 災害時における聴覚障がい者の支援に関する協定の締結促進                              |                                |
| <b>施策2: 手話通訳を行う人材の育成等【条例第9条】</b>         |                                       |        |        |        |  |                                |
| (1) 手話通訳者等及びその指導者の育成、手話通訳者等の派遣等の体制の整備・拡充 |                                       |        |        |        | 手話通訳者等の派遣事業の実施   |                                |
|  |                                       |        |        |        | 手話通訳者の人材育成推進<br>【新規】県南部地域での通訳者養成講座の検討等                   |                                |
|  |                                       |        |        |        | 手話通訳者全国統一試験対策学習会の実施                                      |                                |
|  |                                       |        |        |        | 手話通訳者の技術向上及び指導者の人材育成推進                                   |                                |
|  |                                       |        |        |        | 【新規】手話奉仕員スキルアップ講座のカリキュラム作成に向けた検討等                        |                                |
|  |                                       |        |        |        | 手話サークル団体の交流促進等   |                                |
|  |                                       |        |        |        | 【新規】ICTを活用した意思疎通支援のあり方等についての検討                           |                                |
|  |                                       |        |        |        | 【新規】第21回全国障害者スポーツ大会(三重とこわか大会)に向けた情報支援ボランティアの養成           |                                |
|  |                                       |        |        |        |  |                                |

| 項目   | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 | 平成32年度                                  |
|--|--------|--------|--------|--------|---|
| <b>施策3: 手話の普及等【条例第10条】</b>                         |        |        |        |        |   |
| (1) 県民が手話を学習する機会の確保等                               |        |        |        |        | 【新規】 県ホームページ等における手話に関する情報等の掲載           |
|  |        |        |        |        | 【新規】 手話パンフレットや手話DVD等による普及啓発             |
|  |        |        |        |        | 【新規】 イベント等を活用した手話の普及啓発                  |
|  |        |        |        |        | 【新規】 県民向け手話講座の開催                        |
| (2) 県職員に対する手話研修等の実施                                |        |        |        |        | 【新規】 県職員及び市町職員に対する研修の実施                 |
|  |        |        |        |        | 教職員に対するインターネットを活用した研修講座の受講促進            |
| (3) 幼児、児童、生徒及び学生に対する手話学習の取組促進                      |        |        |        |        | 手話を学ぶ取組の実施                              |
|  |        |        |        |        | 手話に関する授業や活動する機会の充実                      |
|  |        |        |        |        | 手話についての理解啓発の促進<br>【新規】 リーフレットの作成による理解啓発 |
|  |        |        |        |        | 人権学習指導資料の活用                             |
|  |        |        |        |        | 学校出前授業及び子ども手話教室等の開催<br>【新規】 子ども手話教室等の開催 |
|  |        |        |        |        |   |
| <b>施策4: ろう児等の手話の学習等【条例第11条】</b>                    |        |        |        |        |   |
| (1) ろう児が在籍する学校での手話教育の環境整備、教職員の手話技術の向上              |        |        |        |        | ろう児に対する手話教育の環境整備                        |
|  |        |        |        |        | 教職員に対する研修の実施                            |
| (2) ろう児が在籍する学校での保護者への手話学習の機会の確保等                   |        |        |        |        | 保護者に対する手話講習会等の実施                        |
| (3) 聴覚障がいのある乳児、保護者への手話学習の機会の確保                     |        |        |        |        | 乳幼児及び保護者を対象とした教育相談等の実施                  |
|  |        |        |        |        | 聴覚障がいのある乳児、保護者への支援等                     |
| <b>施策5: 事業者への支援【条例第12条】</b>                        |        |        |        |        |   |
| (1) 事業者のろう者へのサービス提供時又はろう者雇用時における手話の使用に関する合理的配慮への支援 |        |        |        |        | 障がい者就職面接会における手話通訳者の派遣                   |
|  |        |        |        |        | 雇用の分野における手話の使用を含めた合理的配慮の周知              |
|  |        |        |        |        | 【新規】 観光施設等における情報保障の推進                   |
|  |        |        |        |        | 【新規】 福祉サービス事業所等に対する周知の推進                |
|  |        |        |        |        | 「医療ネットみえ」における手話対応可能な医療機関の周知             |
| <b>施策6: 手話に関する調査研究の推進【条例第13条】</b>                  |        |        |        |        |   |
| (1) ろう者及び手話通訳者等が行う手話に関する調査研究の推進等                   |        |        |        |        | 【新規】 手話に関する調査研究への協力                     |

## 2 数値目標

上記の施策を展開するにあたり、以下のとおり目標とすべき数値を設定します。

| 項目                          | 現状 ※1 | 平成 32 年度<br>目標 |
|-----------------------------|-------|----------------|
| 登録手話通訳者数（県）                 | 92人   | 120人           |
| 手話通訳者の派遣件数（県）               | 644件  | 840件           |
| 手話に触れたことのある子どもの割合<br>※2     | 59.4% | 80%            |
| ホームページアクセス数 ※3              | —     | 3,400件         |
| 聾学校における保護者向け講習会の参<br>加者数 ※4 | 約200人 | 1,000人         |

※1 「登録手話通訳者数（県）」及び「手話通訳者の派遣件数（県）」は平成 27 年度実績、「手話に触れたことのある子どもの割合」は平成 28 年度実績、「聾学校における保護者向け講習会の参加者数」は平成 27 年度実績（概数）

※2 手話に触れたり、手話を学んだりしたことのある小学生・中学生・高校生の割合（県キッズ・モニターアンケート）

※3 県の手話言語条例ホームページのアクセス数

※4 「平成 32 年度目標」は平成 29 年度～平成 32 年度の累計

## ◆第3章 計画の推進

### 1 計画の推進体制

「手話は、①独自の言語体系を有する文化的所産であって、ろう者が知的で心豊かな日常生活及び社会生活を営むために大切に受け継いできたものであり、②ろう者が情報を取得し、その意思を表示し、及び他人との意思疎通を図る手段として必要な言語である、という基本的認識のもと、ろう者と聞こえる人が相互に人格と個性を尊重し、誰もが手話に親しみ、手話が広く利用される共生社会の実現を図る」という基本理念を実現するため、市町及び関係機関等と連携・協力し、計画を推進します。

#### (1) 県、市町及び関係機関等の役割等

- 県は、市町及び関係機関と連携・協力して、①手話を使用しやすい環境の整備の推進等、②観光地等において手話を使用しやすい環境の整備、③教育活動等を通じた基本理念に対する県民の理解の促進に取り組みます。【条例第3条、第4条】
- 市町は、県等と連携・協力して、災害時等におけるろう者の情報確保、手話通訳者等の派遣、手話を学習する機会の確保、ろう児等の手話の学習等に取り組むことが期待されます。【条例第8条～第11条】
- 関係機関は、県等と連携・協力して、災害時等におけるろう者の情報確保、手話を学習する機会の確保、ろう児等の手話の学習等に取り組むことが期待されます。【条例第8条、第10条、第11条】
- 県民は、基本理念を理解するよう努めるものとします。また、ろう者及び手話通訳者等は、県の施策に協力し、基本理念に対する県民の理解の促進及び手話の普及に努めるものとします。【条例第5条】
- 事業者は、基本理念にのっとり、ろう者に対しサービスを提供するとき又はろう者を雇用するときは、手話の使用に関して合理的な配慮を行うよう努めるものとします。【条例第6条】

#### (2) 県の体制

本計画に基づき、手話を使用しやすい環境の整備を推進するため、三重県障がい者支援施策総合推進会議において、福祉、教育、労働など、それぞれの分野が協議・連携し、施策を総合的に推進します。

## 2 計画の進行管理と見直し

条例第7条第1項の規定に基づき、本計画は県障害者計画（「みえ障がい者共生社会づくりプラン」）の一部と位置づけられることから、「みえ障がい者共生社会づくりプラン」の進行管理と併せて、下記により、本計画に基づく各取組の進捗状況を把握するなど、適切な進行管理を行います。

また、本計画は平成32年度を目標年度として策定するものですが、「みえ障がい者共生社会づくりプラン」の改訂や本計画の進捗等の状況変化により、見直しの必要が生じた場合は、計画期間中においても、適宜必要な見直しを行います。

### ① 計画（Plan）

本計画により、県における、手話を使用しやすい環境を整備するために必要な施策を定めます。計画策定については、三重県障害者施策推進協議会の手話施策推進部会において調査審議を行ったうえで、三重県障害者施策推進協議会等で意見を聴くとともに、県議会の健康福祉病院常任委員会での審議やパブリックコメントの実施により、いただいた意見を計画に反映します。

### ② 実行（Do）

本計画に基づき、具体的な施策を展開します。施策の展開にあたっては、三重県障がい者支援施策総合推進会議において、福祉、教育、労働などの各分野が協議・連携し、総合的に推進します。

### ③ 評価（Check）

本計画に掲げた施策の実施状況について、毎年度、年次報告としてとりまとめます。とりまとめた年次報告について、三重県障害者施策推進協議会手話施策推進部会等において報告し、施策の達成状況について、調査等を行うとともに、現状を多面的に分析し、課題を抽出します。

### ④ 改善（Act）

評価によって、明らかになった施策等の課題について、次年度の施策展開に反映します。また、必要に応じ、三重県障がい者支援施策総合推進会議において協議・検討を行います。



## ◆参考資料

### 1 三重県における聴覚障がい者の数

| 項目          | 平成26年度     | 平成27年度     | 平成28年度     |
|-------------|------------|------------|------------|
| 身体障害者手帳交付者数 | 74,181人    | 73,776人    | 73,852人    |
| 聴覚・平衡機能障害   | 7,378人     | 7,405人     | 7,369人     |
| 三重県人口       | 1,820,324人 | 1,811,228人 | 1,809,330人 |

※出典：身体障害者手帳交付者数（健康福祉部調査）、三重県人口（戦略企画部調査）  
いずれも各年4月1日現在

### 2 聴覚障がい者のコミュニケーション手段の状況(全国) (複数回答)

| 区分 | 総数     | 補聴器や人工内耳等の補聴機器 | 筆談・要約筆記 | 読話   | 手話・手話通訳 | その他  | 不詳   |
|----|--------|----------------|---------|------|---------|------|------|
| 割合 | 100.0% | 69.2%          | 30.2%   | 9.5% | 18.9%   | 6.8% | 5.9% |

※出典：厚生労働省「平成18年身体障害児・者実態調査結果」

### 3 三重県における登録手話通訳者の数

|                    | 平成25年度 | 平成26年度 | 平成27年度 |
|--------------------|--------|--------|--------|
| 登録手話通訳者数（市町登録分を含む） | 122人   | 132人   | 119人   |

### 4 三重県における手話通訳者養成講座の講師数

|               | 平成25年度 | 平成26年度 | 平成27年度 |
|---------------|--------|--------|--------|
| 手話通訳者養成講座の講師数 | 17人    | 16人    | 15人    |

### 5 三重県立聾学校における在籍幼児・児童・生徒数

| 学部 | 幼稚部 | 小学部 | 中学部 | 高等部 | 専攻科 | 合計  |
|----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 人数 | 23人 | 31人 | 14人 | 24人 | 6人  | 98人 |

※平成28年5月1日現在

## 6 計画の策定経過

三重県障害者施策推進協議会のもとに、専門委員9名で構成する「手話施策推進部会」（部会長：金城学院大学教授 林智樹氏）を設置し、有識者や当事者団体等の意見をふまえて計画を策定しました。

|       |        |                       |
|-------|--------|-----------------------|
| 平成28年 | 8月     | 第1回手話施策推進部会           |
|       | 11月    | 第2回手話施策推進部会（中間案検討）    |
|       | 12月    | 県議会健康福祉病院常任委員会へ中間案を報告 |
|       | 12月～1月 | パブリックコメントの実施          |
| 平成29年 | 2月     | 第3回手話施策推進部会（最終案検討）    |
|       | 3月     | 県議会健康福祉病院常任委員会へ最終案を報告 |
|       | 4月～    | 条例の施行、計画に基づく施策推進      |

## 7 三重県障害者施策推進協議会手話施策推進部会 委員名簿

| 分野     | 委員名   | 所属・役職等  |
|--------|-------|---|
| 学識経験者  | 林 智樹  | 金城学院大学 教授                                     |
| 当事者団体  | 深川 誠子 | 三重県聴覚障害者協会 会長                                 |
|        | 奥谷 勝幸 | 三重県立聾学校 PTA 前会長                               |
| 手話関係団体 | 佐藤 俊通 | 三重県手話通訳問題研究会 会長                               |
|        | 松田 佳子 | 三重県手話サークル連絡協議会 会長                             |
| 事業者団体  | 奥井 和彦 | 株式会社 東芝 四日市工場 総務部長                            |
| 行政関係   | 中村 富美 | 伊勢市健康福祉部 参事 兼 高齢・障がい福祉課長                      |
|        | 森井 博之 | 三重県教育委員会 特別支援教育課長                             |
|        | 宮下 昌彦 | 三重県立聾学校 校長                                    |
| オブザーバー | 南野 忠夫 | 松阪市福祉事務所<br>松阪市子ども発達総合支援センター<br>所長 兼 障がいあゆみ課長 |

## 8 三重県手話言語条例(概要)

### 【目的】

この条例は、手話が言語であるとの認識に基づき、手話等に関する基本理念を定め、県の責務並びに県民及び事業者の役割を明らかにするとともに、手話に関する施策の基本となる事項を定め、手話に関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、聴覚障がいの有無にかかわらず県民が相互に人格と個性を尊重し安全にかつ安心して暮らすことのできる共生社会の実現を図るとともに、ろう者がその意欲と能力に応じて活躍することのできる社会の実現に寄与する

### 【基本理念】

目的に規定する共生社会の実現は、以下の基本的認識の下に図られる

手話とは

- ①独自の言語体系を有する文化的所産であって、ろう者が知的で心豊かな日常生活及び社会生活を営むために大切に受け継いできたものである
- ②ろう者が情報を取得し、その意思を表示し、及び他人との意思疎通を図る手段として必要な言語である

### 【責務及び役割】

#### 【県の責務】

- ・手話を使用しやすい環境の整備の推進等
- ・観光地等において手話を使用しやすい環境の整備
- ・教育活動等を通じた基本理念に対する県民の理解の促進

#### 【県民の役割】

- (県民)
- ・基本理念を理解するよう努める(ろう者・手話通訳者等)
  - ・基本理念に対する県民の理解の促進及び手話の普及に努める

#### 【市町・関係機関との連携・協力】

- ・県は、手話を使用しやすい環境の整備等に当たっては、市町・関係機関と連携・協力するよう努める

#### 【事業者の役割】

- ・ろう者に対するサービスの提供時又はろう者の雇用時、手話の使用に関して合理的な配慮

### 施策の推進体制

#### 【計画の策定】

- ・障害者計画において、手話を使用しやすい環境整備に必要な施策を定める

三重県障害者施策推進協議会の意見を聴く。  
※同協議会に手話に関する部会を設置

総合的・計画的に推進

### 【基本的施策】

- ①情報の取得等におけるバリアフリー化等
  - ・県政情報の手話による発信等
  - ・手話による情報取得等のための手話通訳者等の派遣及びろう者からの相談に応じる拠点の機能の確保及び拡充等
  - ・災害時等における手話による情報取得等のための措置
- ②手話通訳を行う人材の育成等
  - ・手話通訳者等及びその指導者の育成、手話通訳者等の派遣等の体制の整備及び拡充
- ③手話の普及等
  - ・県民が手話を学習する機会の確保等
  - ・県職員に対する手話研修等の実施
  - ・幼児、児童、生徒、学生に対する手話学習の取組の促進
- ④ろう児等の手話の学習等
  - ・ろう児が在籍する学校での手話教育の環境整備、教職員の手話技術の向上、保護者への手話学習の機会の確保
  - ・聴覚障がいのある乳児、保護者への手話学習の機会の確保
- ⑤事業者への支援
- ⑥手話に関する調査研究の推進

施行日：平成29年4月1日  
※計画の策定手続に関する規定は、公布の日に施行

手話に関する施策の推進のため、財政上の措置を講ずるよう努める  
条例の規定については、施行の状況を勘案し、必要に応じて検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする